

資 料 編

第 1 災害危険箇所	1
1-1 重要水防箇所（河川）.....	1
1-2 災害危険河川区域.....	2
1-3 重要水防箇所（県知事管理区間・海岸）.....	3
1-4 道路危険箇所調書.....	4
1-5 山地災害危険箇所：山腹崩壊危険地区（民有林）.....	4
1-6 山地災害危険箇所：崩壊土砂流出危険地区（民有林）.....	5
1-7 山地災害危険箇所：地すべり危険地区（民有林）.....	5
1-8 砂防指定地.....	5
1-9 土石流発生危険箇所.....	6
1-10 地すべり防止区域.....	8
1-11 地すべり危険箇所.....	8
1-12 急傾斜地崩壊危険区域.....	8
1-13 急傾斜地崩壊危険箇所.....	9
1-14 土砂災害（特別）警戒区域.....	16
1-15 浸水想定区域（諏訪川、堂面川）.....	24
第 2 施設等	25
2-1 避難所・避難地.....	25
2-2 医療機関.....	28
2-3 教育施設.....	29
2-4 社会福祉施設.....	31
2-5 介護保険施設.....	36
2-6 地域密着型サービス事業所.....	37
2-7 介護予防拠点・地域交流施設.....	40
2-8 臨時ヘリポート.....	41
2-9 備蓄倉庫.....	41
2-10 ごみ処理施設.....	42
2-11 し尿処理施設.....	42
第 3 本編関連表等	43
3-1 災害対策本部の組織構成.....	43
3-2 緊急通行車両の事前届出の方法.....	45
3-3 自衛隊の活動.....	46
3-4 交通規制の区分、内容等.....	48
3-5 有明海排出油等防除協議会（総合調整本部参集会員）.....	49
第 4 連絡先	50
4-1 災害時の連絡先.....	50
第 5 国、県等の例規等	54
5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準.....	54
5-2 気象庁震度階級解説関連表.....	55

5-3	火災・災害等即報要領	56
5-4	福岡県災害調査報告実施要綱	66
5-5	被害の判定基準	70
5-6	福岡県災害救助法施行細則	73
5-7	災害救助法による救助内容	77
5-8	被害概況報告書記載要領	84
5-9	緊急速報メールの代行配信	88
第6	市の例規、基準等	90
6-1	大牟田市防災会議条例	90
6-2	大牟田市防災会議運営要綱	92
6-3	大牟田市災害対策本部条例	93
6-4	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	94
6-5	大牟田市災害見舞金等支給要領	97
6-6	大牟田市消防団の組織等に関する規則	98
6-7	市税等の減免等の種類	99
第7	応援協定等	101
7-1	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	101
7-2	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領	103
7-3	防災協定一覧	106
第8	様式	107
8-1	職員参集記録票	108
8-2	参集途上の被災状況記録票	109
8-3	被害発生状況連絡票	110
8-4	火災・災害即報要領（様式）	111
8-5	被害概況報告書	117
8-6	災害発生箇所別報告書	119
8-7	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定実施要領	120
8-8	緊急速報メール県代行通知依頼書	123
8-9	自衛隊災害派遣要請依頼書	124
8-10	自衛隊災害派遣撤収依頼書	125
8-11	避難者カード	126
8-12	避難者名簿	127
8-13	避難所運営記録	128
8-14	物品受払簿（避難所用）	129
8-15	物品受払簿（物資集配拠点用）	130
8-16	行方不明者名簿	131
8-17	医療救護所開設状況報告	132
8-18	緊急通行車両事前届出書	133
8-19	緊急車両以外の車両通行止め標示	134
8-20	緊急通行車両通行標章	135
8-21	緊急通行車両確認証明書	136

第 1 災害危険箇所

1-1 重要水防箇所（河川）

県土整備事務所名	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	大字	キロ杭位置			
南筑後	隈川	隈川	左右	3,000 1,950	大牟田 みやま	倉永 高田黒崎開	鷲山橋上流 130mよりJR鹿 児島本線橋まで	C	溢水	積み土俵工
南筑後	堂面川	白銀川	左右	673 648	大牟田	手鎌	中の橋より忠屋 橋まで	B	溢水	積み土俵工
南筑後	堂面川	白銀川	左右	3,150 3,150	大牟田	手鎌 白銀	忠屋橋より坂口 橋まで	B	溢水	積み土俵工
南筑後	堂面川	白銀川 放水路	左右	1,150 1,150	大牟田	手鎌	堂面川の吐合 より白銀川分岐 まで	B	溢水	積み土俵工
南筑後	大牟田川	大牟田川	右	250	大牟田	旭町	東泉橋上流 250m	C	溢水	積み土俵工
南筑後	諏訪川	諏訪川	右	250	大牟田	馬込町2丁目	日の出橋上流	B	溢水	積み土俵工

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-2 災害危険河川区域

平成 25 年 3 月 1 日現在

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置	
					大字	キロ杭位置
二	隈川	隈川	右	368	倉永	鬼島橋付近
二	隈川	隈川	左	10	倉永	前田橋より下流
二	隈川	隈川	左	25	倉永	柏木橋より下流
二	隈川	隈川	左	170	倉永	塚崎橋より下流
二	隈川	隈川	右	30	吉野	5k/75 付近
二	隈川	隈川	左	60	吉野	5k/40 付近
二	隈川	隈川	左	190	吉野	亀崎橋下流
二	堂面川	堂面川	右	145	浜開	1k/95 付近
二	堂面川	堂面川	右	125	大黒町四丁目	2k/10 付近
二	堂面川	堂面川	左	15	大黒町四丁目	2k/34
二	堂面川	堂面川	左右	100	上白川町	仮屋前橋付近
二	堂面川	堂面川	右	30	上白川町	道蓮輪井堰
二	堂面川	堂面川	右	95	中白川町	下田崎橋付近
二	堂面川	堂面川	左	110	歴木	平野下橋付近
二	堂面川	堂面川	左	25	歴木	大水口橋付近
二	堂面川	堂面川	右	75	歴木	上田脇橋付近
二	堂面川	堂面川	左	60	田町	田町橋付近
二	堂面川	堂面川	右	15	今山	松山口井堰
二	堂面川	堂面川	左	25	今山	久保田橋上流
二	堂面川	堂面川	右	65	今山	筒井橋上流
二	堂面川	白銀川	右	100	手鎌	0k/5 付近
二	堂面川	白銀川	右	55	手鎌	白銀川止井堰付近
二	堂面川	白銀川	左	20	手鎌	0k/53 付近
二	堂面川	白銀川	左	20	手鎌	0k/65 付近
二	堂面川	白銀川	右	85	手鎌	高島橋付近
二	堂面川	白銀川	右	30	手鎌	唐船立合下井堰下流
二	堂面川	白銀川	右	30	橋	銀水川橋付近
二	堂面川	白銀川	右	55	橋	元屋敷二号橋付近
二	堂面川	白銀川	右	35	白銀	元屋敷四号橋下流
二	堂面川	白銀川	右	40	白銀	池田橋下流
二	堂面川	白銀川	右	110	白銀	前田井堰付近
二	堂面川	白銀川	右	330	岩本	4k/90 付近
二	堂面川	白銀川	左	30	岩本	高田橋下流
二	堂面川	白銀川	右	140	岩本	5k300 付近
二	堂面川	白銀川	右	390	岩本	坂井橋下流
二	堂面川	白銀川	左	55	岩本	坂井橋付近
二	堂面川	白銀川	左	50	岩本	上ノ原井堰付近
二	堂面川	白銀川	右	50	岩本	広瀬橋付近

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置	
					大字	キロ杭位置
二	堂面川	白銀川	右	30	岩本	6K/75
二	堂面川	白銀川	左	5	上内	6K/78
二	堂面川	白銀川放水路	右	50	手鎌	栗の内橋付近
二	堂面川	長溝川	右	60	歴木	嶋廻井堰上流
二	堂面川	長溝川	左右	170	歴木	前田井堰上流
二	堂面川	長溝川	左	50	歴木	0 k /86
二	堂面川	長溝川	左	30	歴木	水洗橋付近
二	堂面川	長溝川	左	50	歴木	1 k /85 付近
二	堂面川	長溝川	左右	20	今山	2 k /02
二	大牟田川	大牟田川	右	90	浜町	2 k /50 付近
二	大牟田川	大牟田川	左右	70	栄町二丁目	銀栄橋付近
二	大牟田川	大牟田川	左右	20	合成町	合成橋付近
二	大牟田川	大牟田川	左右	30	合成町	合成南橋付近
二	諏訪川	諏訪川	左	10	船津町一丁目	三川橋下流
二	諏訪川	諏訪川	左	165	船津町	船津新川 2 号橋付近
二	諏訪川	諏訪川	右	66	長田町	片平橋付近
二	諏訪川	諏訪川	右	60	長田町	三井水門付近
二	諏訪川	諏訪川	右	120	飯田町	三池鉄道橋付近
二	諏訪川	諏訪川	左	130	神田町	-0 k /30 付近
二	諏訪川	諏訪川	右	70	臼井町	-0 k /20 付近
二	諏訪川	諏訪川	右	80	教楽来	0 k /70 付近
二	諏訪川	諏訪川	右	120	教楽来	
二	諏訪川	諏訪川	右	250	教楽来	
二	諏訪川	諏訪川	右	60	小石	教楽来橋付近

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-3 重要水防箇所（県知事管理区間・海岸）

県土整備事務所名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		重要度	予想される事態
			延長(m)	地先名		
南筑後	有明海	新開海岸	60	北磯町	A	越波
南筑後	有明海	岬町海岸	1,965	岬町	A	漏水、越波
南筑後	有明海	健老開第二海岸	1,665	健老町	A	越波

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-4 道路危険箇所調書

県土整備事務所名	道路種別	路線名	字	危険内容	対策工法
南筑後	主地	大牟田植木	櫟野	盛土	柢工
南筑後	主地	大牟田南関	今山	落石崩壊	コンクリート擁壁、落石防護柵工
南筑後	主地	南関大牟田北	上内	盛土	盛土材料の更新・改良
南筑後	主地	南関大牟田北	上内	盛土	擁壁工
南筑後	主地	大牟田高田	櫟野	落石崩壊	切土、厚層基財吹付
南筑後	主地	大牟田高田	櫟野	盛土	盛土材料の更新・改良
南筑後	主地	大牟田高田	櫟野	擁壁	擁壁工、モルタル注入

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-5 山地災害危険箇所：山腹崩壊危険地区（民有林）

危険地区番号 (地区)	位置	保全対象			道路
	大字	人家数	公共施設等		
			種類	数量	
1	上内				市道
2	上内	5			市道
3	四ヶ	12			県道
4	今山	5			
5	今山	28			市道
6	今山	14			市道
7	今山	18	公民館	1	市道
8	櫟野	20			市道
9	勝立	24			市道

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-6 山地災害危険箇所：崩壊土砂流出危険地区（民有林）

危険地区番号 (地区)	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設等		道路
			種類	数量	
1	四ヶ	1			市道・高速
2	今山	10			市道
3	今山	1			市道
4	今山	15			市道
5	今山	15			市道
6	今山	30	公民館	1	市道
7	今山	15			市道
8	櫛野	1			市道
9	教楽来	5			国道

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-7 山地災害危険箇所：地すべり危険地区（民有林）

危険地区番号 (地区)	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設等		道路
			種類	数量	
1	上内	132	—	—	市道

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-8 砂防指定地

番号	溪流名	住所	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法
1	山口川	教楽来	S41.8.10	2634	1.52	線・標柱
2	椈川	上内	47.11.21	1956	2.85	線
3	善光寺川	今山	54.2.2	118	1.24	線
4	堂面川	今山	54.11.22	1751	1.95	線
5	鳴川	櫛野	54.11.22	1751	2.12	線
6	乙宮川	今山	57.5.17	1170	0.55	標柱
7	乙宮川	今山	58.3.23	759	0.47	標柱
8	山口川	上内	61.11.11	1778	0.82	標柱
計					11.52	

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-9 土石流発生危険箇所

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	溪流長(km)	流域面積(km ²)	平均河床勾配(度)	保全対象戸数(戸)	保全対象公共施設等
202-I-001	白銀川	白銀川	栴	上内	1.89	0.24	7	28	公民館
202-I-002	隈川	隈川	宮ノ谷	宮崎	0.24	0.03	9	6	—
202-I-003	隈川	隈川	新道	倉永	0.51	0.07	12	30	—
202-I-004	隈川	隈川	清竜ノ滝	倉永	0.52	0.06	9	4	寺 (集会施設)
202-I-005	隈川	隈川	倉永	倉永	0.27	0.04	15	7	—
202-I-006	隈川	隈川	上下方1	倉永	0.60	0.05	14	32	—
202-I-007	隈川	隈川	上下方2	倉永	0.35	0.04	10	12	公民館 小学校
202-I-008	隈川	隈川	黒岩	倉永	0.11	0.01	16	3	寺 (集会施設)
202-I-009	堂面川	堂面川	岬	岬	0.27	0.03	11	6	—
202-I-010	堂面川	堂面川	八角目	今山	1.05	0.14	17	12	—
202-I-011	堂面川	堂面川	大塔	今山	2.72	0.36	12	11	—
202-I-012	堂面川	堂面川	普光寺	今山	2.28	0.22	20	38	寺
202-I-013	長溝川	長溝川	乙宮1	今山	0.60	0.06	20	15	公民館
202-I-014	長溝川	長溝川	乙宮2	今山	0.23	0.02	24	5	—
202-I-015	諏訪川	諏訪川	日明1	櫟野	0.25	0.02	14	8	—
202-I-016	諏訪川	諏訪川	日明3	櫟野	0.31	0.04	15	6	—
202-I-017	諏訪川	諏訪川	鳴川	櫟野	4.58	0.58	10	13	寺
202-I-018	諏訪川	諏訪川	教楽来	教楽来	0.46	0.04	17	8	—
202-I-019	諏訪川	諏訪川	山口	教楽来	3.70	0.38	18	13	—
202-I-020	堂面川	堂面川	希望ヶ丘	歴木	0.77	0.06	11	33	—
202-I-021	堂面川	堂面川	平野山1	歴木	0.62	0.04	15	17	—
202-I-022	堂面川	堂面川	平野山2	歴木	0.82	0.07	13	47	—
202-I-023	堂面川	堂面川	平野山3	歴木	0.82	0.08	10	41	—

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均河 床勾配 (度)	保全対 象戸数 (戸)	保全対 象公共 施設等
202-Ⅰ -024	堂面川	堂面川	平野山4	歴木	0.59	0.05	8	35	—
202-Ⅰ -025	堂面川	堂面川	平野山5	歴木	0.29	0.03	12	109	—
202-Ⅰ -026	堂面川	堂面川	竜湖瀬	竜湖瀬町	0.37	0.03	12	110	—
202-Ⅰ -027	大牟田川	大牟田川	高田	勝立	0.14	0.01	11	27	—
202-Ⅰ -028	大牟田川	大牟田川	勝立2	勝立	0.07	0.01	22	36	—
202-Ⅰ -029	大牟田川	大牟田川	勝立1	勝立	0.14	0.01	27	84	—
202-Ⅱ -001	白銀川	白銀川	柁2	上内	0.17	0.02	19	3	—
202-Ⅱ -002	白銀川	白銀川	端ヶ浦3	上内	0.39	0.02	13	1	—
202-Ⅱ -003	白銀川	白銀川	端ヶ浦1	上内	0.54	0.05	16	1	—
202-Ⅱ -004	隈川	隈川	鬼ヶ浦	宮崎	0.13	0.01	14	2	—
202-Ⅱ -005	白銀川	白銀川	浦谷	岩本	0.14	0.01	19	3	—
202-Ⅱ -006	諏訪川	諏訪川	日明2	櫟野	0.32	0.03	16	2	—
202-Ⅱ -007	諏訪川	諏訪川	薬師丸	教楽来	2.71	0.33	12	2	—
202-Ⅱ -008	堂面川	堂面川	茶屋ノ原	今山	0.66	0.07	10	4	—

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成25年修正

1-10 地すべり防止区域

番号	事務所名	区域名	所在地	区域面積	指定年月日	告示番号
11	南筑後	釈迦堂	釈迦堂茂登山	10.30	S42.3.31	1174
48	南筑後	勝立	新勝立町、早鐘町	6.12	H12.6.9	1509

<農林水産省農村振興局所管分>

番号	区域名	所在地	面積 (ha)	指定年月日
16	稲荷山	大字上内	33.9	農 S56.3.19

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-11 地すべり危険箇所

番号	区域名	大字	区域面積 (ha)	勾配	基盤岩の名称	保全家 (戸)	公共施設等への影響 (国-国道、県-県道、市町村-市町村道) (単位：m) その他は略号表示						耕地 (ha)
211	釈迦堂	上内	32.2	6	結晶片岩	29	市	1,670					15
213	今山	今山	19.0	15	砂頁互層	94	県	480	市	1,000	老	1	6.5
214	勝立	勝立	12.5	17	砂頁互層	39	市	570					0.5
215	焼石山	櫛野	5.9	14	砂頁互層	11	市	300	老	1			1

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-12 急傾斜地崩壊危険区域

平成 25 年 3 月 22 日

番号	区域名	所在地	指定面積	指定年月日	告示番号
1	常盤	山上町泉町	0.17	S45.3.28	262
2	岬	大字岬字波来	2.97	S45.3.28	262
3	花園	花園町	0.0393	S49.2.5	160
4	松浦町	松浦町	0.446	S54.12.4	1802
5	原山町	原山町	0.16	S57.9.16	1376
6	天道町	天道町	0.085	S61.11.6	1634
7	花園町 2	花園町	0.089	S63.1.23	127
8	萩尾町	萩尾町	1.29	S64.1.7	13
			0.1701	H23.7.11	1193
9	教楽来	大字教楽来	0.6005	H17.12.19	2457
計			6.0199		

資料：福岡県

1-13 急傾斜地崩壊危険箇所

■自然斜面 I

箇所番号 202-I-	箇所名	位置	地形			人家戸数	公共建築物					公共施設					
			長さ m	傾斜度	斜面高さ m		学校	幼稚園	医療提供施設	公民館	身体障害者更生援護施設	その他	私鉄	高速道・国道	県道	市町村道	河川
001N	岬(a)	岬	170	50	25	4						1				220	
002N	岬(b)	岬	100	60	8	5										30	60
003N	鷺山	黒岩	100	50	10	6						1				210	
005N	上内(1)	桜田	70	30	15	6										80	
006N	四箇(1)	中尾	200	45	20	12			1							100	
007N	四箇(a)	四箇	80	35	8	7										50	
008N	岬	岬	250	40	20	14										200	
009N	岬浦	岬浦	150	30	15	10								100			
010N	岬(d)	岬	281	38	12	17										45	
011N	岬(c)	岬	230	30	32	20										315	
012N	岬(e)	岬	150	34	30	10					1						
013N	正尻	正尻	30	30	10	37					1						
014N	倉永(a)	倉永	80	35	25	5										150	
015N	倉永	倉永	200	40	15	16										340	
016N	中尾	中尾	70	40	10	4	1						70				
017N	下坂井	下坂井	60	50	8	5										120	
018N	岡	岡	170	40	10	10										150	
019N	城林(b)	城林	160	40	20	6										150	
020N	城林(a)	城林	80	45	10	5											
021N	四箇(2)	谷川上	170	40	5	6										180	
022N	内畑	内畑	90	50	8	5											
023N	唐船(a)	唐船	30	50	10	1				1							
024N	久福木	久福木	90	40	30	25					1						
026N	小坂	小坂	80	60	5	5									20		
027N	常磐	常盤町	130	60	15	12			1			1				130	
028N	龍湖瀬町	龍湖瀬町	50	60	5	6										50	
030N	曆木(a)	曆木	120	70	10	9										40	
031N	曆木(b)	曆木	90	55	15	9											
032N	高取社宅	曆木	130	35	10	5										150	

箇所番号 202-I-	箇所名	位置	地形			人家戸数	公共建築物					公共施設						
			長さ m	傾斜度	斜面高さ m		学校	幼稚園	医療提供施設	公民館	身体障害者更生援護施設	その他	私鉄	高速道・国道	県道	市町村道	河川	
033N	暦木(e)	暦木	140	35	12	12												
035N	今山(a)	今山	98	30	20	9						1						
036N	原山町	原山町	60	50	10	5											250	
037N	一浦町(1)	一浦町	70	60	10	4			1								70	
038N	常盤町(2)	常盤町	50	40	10	11						1					20	
039N	一浦町(2)	一浦町	150	60	12	14											40	
040N	松浦町(2)	松浦町	50	50	10	26											50	
041N	出雲町	出雲町	140	60	10	15											50	
042N	松浦町(1)	松浦町	150	70	10	14						1					100	
043N	松浦町(3)	松浦町	100	40	8	23											100	
045N	上官町	上官町 2丁目	100	85	8	14											50	
046N	宮坂町	宮坂町	100	45	8	9	1											
047N	大浦町(a)	大浦町	180	55	20	3						1					60	
048N	龍湖瀬町(a)	龍湖瀬町	120	60	7	7											80	
049N	龍湖瀬町(b)	龍湖瀬町	110	40	15	16											100	
051N	暦木(d)	暦木	118	30	22	11											45	
052N	暦木(c)	暦木	70	50	10	7												
053N	高取団地(a)	高取団地	110	40	20	11											90	
054N	高取団地(b)	高取団地	190	45	15	15											200	
055N	平野山	平野山	700	40	80	77				1							660	
057N	諏訪町	諏訪町	50	70	5	6											30	
058N	昭和町	昭和町	40	55	15	0						1						
059N	若宮町	若宮町	80	50	15	0						1						
060N	馬渡町(a)	馬渡町	50	60	8	8											60	
062N	花園町	花園町	100	50	10	16											80	
063N	天道町(a)	天道町	60	45	8	8												
065N	天道町	天道町	100	70	12	12										110		

箇所番号 202-I-	箇所名	位置	地形			人家戸数	公共建築物					公共施設					
			長さ m	傾斜度	斜面高さ m		学校	幼稚園	医療提供施設	公民館	身体障害者更生援護施設	その他	私鉄	高速道・国道	県道	市町村道	河川
067N	新勝立町(a)	新勝立町6丁目	120	60	10	20		1								40	
068N	新勝立町(b)	新勝立町7丁目	110	40	10	7			1						70		
069N	櫛野(b)	櫛野	20	60	8	8										30	
071N	東谷団地(a)	東谷団地	90	50	20	12										150	
072N	櫛野(a)	櫛野	80	60	10	14											
073N	峠(a)	峠	130	50	6	5									140		
074N	萩尾(c)	萩尾1丁目	80	50	18	20					1					40	
075N	萩尾(d)	萩尾1丁目	100	50	7	20					1						
076N	萩尾(b)	萩尾1丁目	20	40	12	20		1									
077N	萩尾町(2)	萩尾町	170	30	15	21						1				110	
079N	萩尾(a)	萩尾1丁目	155	30	10	6											
080N	萩尾町	萩尾町	150	50	20	23										100	
081N	下池町(c)	下池町	126	30	15	2			1								
082N	下池町(d)	下池町	70	50	10	5											
083N	東萩尾町	東萩尾町	350	35	20	29									90	20	
084N	下池町(a)	下池町	150	45	18	11									80		
085N	勝立(a)	勝立	110	55	10	11									20		
086N	勝立(b)	勝立	125	30	14	11									120		
087N	道越	道越	130	55	20	8									150		
088N	北井河	北井河	90	50	20	5									90		
090N	鳥越(a)	鳥越	70	45	15	5									60		60
091N	薬師丸(a)	薬師丸	70	45	15	2						1			40	30	
092N	四太丸	四太丸	190	35	21	9						1				210	
093N	教楽木	教楽木	180	35	15	14										80	
094N	小石	小石	200	70	15	15									180		

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成25年修正

■自然斜面Ⅱ

箇所 番号 202-II-	箇所名	位置	地形			人家 (戸)	公共施設	
			長さ (m)	傾斜度 (度)	斜面 高さ (m)		種類	数
001N	倉永(e)	倉永	30	38	12	1	市町村道	27
002N	倉永(f)	倉永	30	45	8	1		
003N	倉永(g)	倉永	20	60	12	1	市町村道	10
004N	倉永(h)	倉永	20	60	10	1		
005N	宮崎(a)	宮崎	45	33	11	1	市町村道	45
006N	宮崎(b)	宮崎	32	30	11	1	市町村道	35
007N	上内(e)	上内	20	30	25	1		
008N	上内(f)	上内	20	40	14	1	その他	20
009N	四箇(b)	四箇	40	30	12	1		
011N	岬(g)	岬	50	32	16	3	県道	36
012N	倉永(b)	倉永	40	45	10	1		
013N	倉永(c)	倉永	55	30	16	4		
014N	倉永(d)	倉永	30	55	8	1		
015N	倉永(i)	倉永	70	3	20	1		
017N	宮崎(c)	宮崎	40	54	7	1		
018N	宮崎(d)	宮崎	27	50	8	1		
019N	宮崎(e)	宮崎	20	50	5	1		
020N	宮崎(f)	宮崎	50	30	7	2	市町村道	35
021N	上内(d)	上内	50	40	25	4	市町村道	120
022N	上内(b)	上内	75	33	7	2	市町村道	75
023N	上内(c)	上内	120	30	110	2	市町村道	45
024N	桜田	桜田	50	55	8	2		
025N	小立山	小立山	40	35	8	3		
026N	亀ノ甲	亀ノ甲	70	60	10	3	市町村道	120
027N	大間	大間	70	55	12	3	市町村道、河川	10、60
028N	椀(a)	椀	30	40	18	3	その他	30
029N	椀(c)	椀	70	40	25	4		
030N	椀(b)	椀	20	40	16	2	その他	20
031N	荒ヶ倉	荒ヶ倉	40	60	5	1		
032N	中原(a)	中原	30	55	5	1		
033N	中原(b)	中原	50	35	9	1	市町村道	30
034N	岬(f)	岬	30	45	8	1		
035N	岬(h)	岬	20	40	8	1	市町村道	23
036N	貝弥(b)	貝弥	30	45	6	1	市町村道	30
037N	貝弥(a)	貝弥	90	50	8	2	市町村道	70
038N	南	南	100	45	8	3	市町村道	10
039N	四箇新町	四箇新町1丁目	110	56	14	1		

箇所 番号 202-II-	箇所名	位置	地形			人家 (戸)	公共施設	
			長さ (m)	傾斜度 (度)	斜面 高さ (m)		種類	数
040N	辻	辻	50	35	7	2		
041N	唐船(b)	唐船	25	33	6	1		
042N	松山(a)	松山	110	50	8	4		
043N	松山(b)	松山	40	40	8	1		
044N	庵ノ浦	庵ノ浦	70	50	15	4		
045N	龍湖瀬町(d)	龍湖瀬町	97	37	6	3		
046N	暦木(g)	暦木	30	55	10	1	県道	20
047N	本村(b)	本村	20	55	8	1		
048N	今山(c)	今山	30	31	18	1		
049N	椋谷	椋谷	50	45	20	1		
050N	大塔	大塔	50	50	30	1		
051N	大浦町(b)	大浦町	220	30	16	2	市町村道	215
052N	龍湖瀬町(e)	龍湖瀬町	70	31	12	2	市町村道	75
053N	茶尾原(b)	茶尾原	30	45	20	1		
054N	茶神(c)	茶神	70	40	30	1		
055N	茶神(b)	茶神	70	50	12	4	県道	10
056N	茶神(a)	茶神	20	45	7	1		
057N	今山(d)	今山	27	30	8	1		
058N	乙宮(b)	乙宮	70	55	15	3	市町村道	10
059N	砂原	砂原	50	35	12	3		
060N	乙宮(d)	乙宮	50	60	12	3	市町村道	20
061N	乙宮(c)	乙宮	20	50	10	1		
062N	乙宮(a)	乙宮	100	40	10	3	市町村道	20
063N	本村(a)	本村	30	40	10	1		
064N	米生町	米生町1丁目	20	50	5	1		
065N	天道町(c)	天道町	40	65	9	2	県道	50
068N	新勝立町(d)	新勝立町4丁目	30	35	8	2		
069N	東谷団地(b)	東谷団地	30	50	18	4	市町村道	40
070N	今山(e)	今山	30	50	8	1		
071N	峠(b)	峠	30	55	6	2	市町村道	30
073N	櫛野(d)	櫛野	30	35	14	1	市町村道	50
074N	櫛野(e)	櫛野	20	60	6	2		
075N	日明(a)	日明	50	45	20	2		
076N	日明(b)	日明	60	40	18	2	河川	30
077N	日明(c)	日明	50	40	18	1	市町村道	50
078N	山口(a)	山口	80	60	5	3		
079N	山口(b)	山口	20	40	12	1		
080N	山口(c)	山口	50	45	10	2		
083N	下池町(d)	下池町	30	40	15	2		

箇所 番号 202-II-	箇所名	位置	地形			人家 (戸)	公共施設	
			長さ (m)	傾斜度 (度)	斜面 高さ (m)		種類	数
084N	勝立(c)	勝立	20	50	12	1		
085N	下池町(e)	下池町	50	35	15	2	市町村道、河川	40、40
086N	下池町(f)	下池町	48	30	20	1	市町村道	45
087N	高田(b)	高田	80	50	10	3	市町村道	60
088N	高田(c)	高田	30	60	8	2		
089N	高田(a)	高田	60	55	8	4		
090N	外苑(a)	外苑	20	40	13	2	市町村道	10
091N	外苑(b)	外苑	20	45	15	1		
092N	油元(a)	油元	60	50	15	3	県道	40
094N	善徳	善徳	40	40	6	2		
095N	櫟野(f)	櫟野	30	65	7	1	県道	30
097N	黒尾(b)	黒尾	20	50	7	1		
098N	鳥越(b)	鳥越	40	60	8	2		
099N	日懸	日懸	20	80	5	1		
100N	櫟野(g)	櫟野	70	50	12	3		
101N	櫟野(h)	櫟野	20	40	15	1		
102N	薬師丸(d)	薬師丸	20	55	15	1	県道	20
103N	薬師丸(e)	薬師丸	30	45	8	1		
104N	薬師丸(c)	薬師丸	20	50	8	1	市町村道	30
105N	薬師丸(b)	薬師丸	30	40	15	3		
107N	尾(a)	尾	50	40	15	2	市町村道	50
108N	一ノ尾(a)	一ノ尾	50	45	12	3		
109N	薬師丸(f)	薬師丸	30	45	6	1		
110N	教楽木(a)	教楽木	33	30	10	2	県道	13
111N	薬師丸(g)	薬師丸	20	40	8	1		
112N	本村(c)	本村	60	45	6	3	市町村道	10
113N	山口(d)	山口	30	75	8	1		

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

■人工斜面 I

箇所番号 202-I-	箇所名	位置	地形			人家 戸数	公共建築物		公共施設	
			長さ (m)	傾斜度 (度)	斜面 高さ (m)		公民館	身体障害 者更生援 護施設	県道	市町村道
004A	上内(a)	上内	110	35	15	8				150
025A	葛宮	葛富	140	30	5	5				
029A	歴木(f)	歴木	36	45	6	1	1			
034A	今山(b)	今山	78	34	8	6				40
044A	松浦町	松浦町	100	70	10	6				100
050A	龍湖瀬町(o)	龍湖瀬町	127	30	22	16				25
056A	茶尾原(a)	茶尾原	60	70	6	16		1		
061A	一部町	一部町	70	55	7	3	1		80	
064A	天道町(b)	天道町	98	39	8	5		1		
066A	新勝立町(o)	新勝立町 6丁目	120	32	10	10			90	40
070A	標野(c)	標野	122	55	8	26				120
078A	馬渡町(b)	馬渡町	100	55	8	14				70
089A	黒尾(a)	黒尾	40	35	10	22		1		40

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

■人工斜面 II

箇所番号 202-II-	箇所名	位置	地形			人家 (戸)	公共施設	
			長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数
010A	岬(i)	岬	30	50	15	1		
016A	宮ノ下	宮ノ下	60	40	10	2		
066A	馬渡町(d)	馬渡町	60	50	15	3	市町村道	50
067A	馬渡町(c)	馬渡町	50	35	7	3		
072A	櫟野(j)	櫟野	95	37	20	1	県道	75
081A	馬込町	馬込町 1 丁目	40	50	6	4	市町村道	40
082A	萩尾(e)	萩尾町 1 丁目	107	39	10	3	市町村道	75
093A	櫟野(i)	櫟野	25	30	14	3	県道	25
096A	櫟野(k)	櫟野	58	34	12	1	県道	58
106A	教楽木(b)	教楽木	40	80	5	2		

資料：福岡県地域防災計画災害箇所編 平成 25 年修正

1-14 土砂災害（特別）警戒区域

平成 25 年 7 月 26 日現在

区分	土石流	急傾斜地	地すべり	計	告示年月日
土砂災害警戒区域	45	250	3	298	H25. 3. 29
うち特別警戒区域	42	234	0	276	
みやま市と跨がる区域	0	0	1	1	H25. 7. 26
うち特別警戒区域	0	0	0	0	

資料：福岡県

自然現象の種類	区域の名称	住所	特別警戒区域告示
土石流	端ヶ浦 1	大牟田市大字上内	○
土石流	端ヶ浦 3	大牟田市大字上内	○
土石流	上内山口	大牟田市大字上内	○
土石流	中尾	大牟田市大字上内及び大字四ヶ	○
土石流	四箇新町	大牟田市大字上内、大字四ヶ及び四箇新町 1 丁目	○
土石流	岡	大牟田市大字上内及び大字岩本	○
土石流	椛	大牟田市大字上内	○
土石流	椛 2	大牟田市大字上内	○
土石流	岩本	大牟田市大字上内	○
土石流	浦谷	大牟田市大字岩本	○
土石流	八角目	大牟田市大字久福木、大字三池及び大字今山	○
土石流	大塔	大牟田市大字今山	
土石流	普光寺	大牟田市大字今山	○
土石流	乙宮 1	大牟田市大字今山	
土石流	乙宮 2	大牟田市大字今山	○
土石流	茶屋ノ原	大牟田市大字今山	○
土石流	希望ヶ丘	大牟田市大字今山及び大字歴木	○
土石流	平野山 4	大牟田市大字歴木	○
土石流	平野山 1	大牟田市大字歴木	○
土石流	平野山 2	大牟田市大字歴木	○
土石流	平野山 3	大牟田市大字歴木	○
土石流	平野山 5	大牟田市大字歴木及び龍湖瀬町	○
土石流	竜湖瀬	大牟田市大字歴木及び龍湖瀬町	○
土石流	日明 4	大牟田市大字櫟野	○
土石流	日明 2	大牟田市大字櫟野	○
土石流	日明 1	大牟田市大字櫟野	○
土石流	日明 3	大牟田市大字櫟野	○
土石流	鳴川	大牟田市大字櫟野	○
土石流	日懸	大牟田市大字櫟野	○
土石流	櫟野	大牟田市大字櫟野	○
土石流	薬師丸	大牟田市大字櫟野及び大字教楽来	○

自然現象の種類	区域の名称	住 所	特別警戒区域告示
土石流	山口	大牟田市大字櫛野及び大字教楽来	
土石流	教楽来	大牟田市大字教楽来	○
土石流	勝立 1	大牟田市大字勝立及び大字櫛野	○
土石流	勝立 2	大牟田市大字勝立及び大字櫛野	○
土石流	高田	大牟田市大字勝立	○
土石流	岬	大牟田市大字岬及び大字甘木	○
土石流	上下方 2	大牟田市大字倉永	○
土石流	上下方 1	大牟田市大字倉永	○
土石流	倉永	大牟田市大字倉永	○
土石流	清竜ノ滝	大牟田市大字倉永	○
土石流	新道	大牟田市大字倉永	○
土石流	黒岩	大牟田市大字倉永及び大字岬	○
土石流	宮ノ谷	大牟田市大字宮崎	○
土石流	鬼ヶ浦	大牟田市大字宮崎及び大字岩本	○
急傾斜地の崩壊	上内(e)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	上内(f)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	上内(h)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	上内(i)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	上内(g)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	椀(a)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	椀(c)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	大間-1	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	大間-2	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	南	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	城林(a)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	城林(b)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	上内(1)	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	桜田	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	小立山-1	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	小立山-2	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	亀ノ甲-1	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	亀ノ甲-2	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	上内(a)-2	大牟田市大字上内及び大字岩本	○
急傾斜地の崩壊	上内(a)-1	大牟田市大字上内	
急傾斜地の崩壊	上内(c)-2	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	上内(c)-1	大牟田市大字上内	○
急傾斜地の崩壊	四ヶ(b)-1	大牟田市大字四ヶ	○
急傾斜地の崩壊	四ヶ(b)-2	大牟田市大字四ヶ	○
急傾斜地の崩壊	四ヶ(a)	大牟田市大字四ヶ	○
急傾斜地の崩壊	四ヶ(c)	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町3丁目	○
急傾斜地の崩壊	中原(b)	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町3丁目	○

自然現象の種類	区域の名称	住 所	特別警戒区域告示
急傾斜地の崩壊	四ヶ(1)	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	四箇新町三丁目(a)-2	大牟田市四箇新町3丁目	○
急傾斜地の崩壊	四箇新町三丁目(a)-1	大牟田市四箇新町3丁目	○
急傾斜地の崩壊	四箇新町	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	四ヶ(2)-3	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町1丁目	
急傾斜地の崩壊	四ヶ(2)-2	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	四ヶ(2)-1	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	四箇新町一丁目(b)-2	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	四箇新町一丁目(b)-1	大牟田市大字四ヶ及び四箇新町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	岡	大牟田市大字岩本及び大字上内	○
急傾斜地の崩壊	下坂井	大牟田市大字岩本	○
急傾斜地の崩壊	貝祢(b)	大牟田市大字岩本	○
急傾斜地の崩壊	岩本	大牟田市大字岩本	○
急傾斜地の崩壊	宮部(a)	大牟田市大字宮部	○
急傾斜地の崩壊	久福木-1	大牟田市大字久福木	○
急傾斜地の崩壊	久福木-2	大牟田市大字久福木	○
急傾斜地の崩壊	久福木-3	大牟田市大字久福木	○
急傾斜地の崩壊	庵ノ浦	大牟田市大字久福木	○
急傾斜地の崩壊	小坂	大牟田市大字三池	○
急傾斜地の崩壊	松山(b)	大牟田市大字三池及び大字白川	○
急傾斜地の崩壊	松山(a)	大牟田市大字白川及び大字三池	○
急傾斜地の崩壊	葛宮	大牟田市大字白川及び大字三池	○
急傾斜地の崩壊	今山(a)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	今山(b)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	今山(c)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	大塔	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	今山(f)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	本村(b)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	棕谷	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	本村(a)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	乙宮(a)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	乙宮(b)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	乙宮(c)-1	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	乙宮(c)-2	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	今山(g)-1	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	乙宮(d)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	茶神(a)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	茶神(b)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	茶神(c)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	茶尾原(b)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	茶尾原(a)	大牟田市大字今山	○

自然現象の種類	区域の名称	住所	特別警戒区域告示
急傾斜地の崩壊	今山(g) - 2	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	今山(d)	大牟田市大字今山	○
急傾斜地の崩壊	歴木(e)	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	高取社宅	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	歴木(g)	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	高取団地(b) - 1	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	高取団地(b) - 2	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	高取団地(b) - 3	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	平野山 - 3	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	平野山 - 2	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	平野山 - 1	大牟田市大字歴木及び大字今山	○
急傾斜地の崩壊	高取団地(a)	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	歴木(c)	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	歴木(d)	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	歴木(b) - 1	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	歴木(b) - 2	大牟田市大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	歴木(a) - 1	大牟田市大字歴木	
急傾斜地の崩壊	歴木(a) - 2	大牟田市大字歴木及び龍湖瀬町	○
急傾斜地の崩壊	歴木(f)	大牟田市大字歴木	
急傾斜地の崩壊	龍湖瀬町	大牟田市龍湖瀬町	
急傾斜地の崩壊	龍湖瀬町(d)	大牟田市龍湖瀬町及び大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	龍湖瀬町(c)	大牟田市龍湖瀬町及び大字歴木	○
急傾斜地の崩壊	龍湖瀬町(e)	大牟田市龍湖瀬町	○
急傾斜地の崩壊	龍湖瀬町(b) - 1	大牟田市龍湖瀬町	○
急傾斜地の崩壊	龍湖瀬町(b) - 2	大牟田市龍湖瀬町	
急傾斜地の崩壊	龍湖瀬町(a) - 1	大牟田市龍湖瀬町	○
急傾斜地の崩壊	龍湖瀬町(a) - 2	大牟田市龍湖瀬町	○
急傾斜地の崩壊	大浦町(b)	大牟田市大浦町及び稲荷町	○
急傾斜地の崩壊	大浦町(a)	大牟田市大浦町	○
急傾斜地の崩壊	今山(e)	大牟田市大字櫟野及び大字今山	○
急傾斜地の崩壊	日明(a) - 2	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	日明(a) - 1	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	日明(b) - 3	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	日明(b) - 2	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	日明(b) - 1	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	日明(c)	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	日懸	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	鳥越(a)	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	鳥越(b)	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	櫟野(m)	大牟田市大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	櫟野(n)	大牟田市大字櫟野	○

自然現象の種類	区域の名称	住 所	特別警戒区域告示
急傾斜地の崩壊	櫛野(g)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	黒尾(a)－1	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	黒尾(a)－2	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	黒尾(a)－3	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(k)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(f)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(i)	大牟田市大字櫛野	
急傾斜地の崩壊	善徳	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(j)－3	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(j)－1	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(j)－2	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(e)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(d)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	峠(a)－1	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	峠(a)－2	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	峠(b)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(a)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(b)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	櫛野(c)	大牟田市大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	東谷団地(a)	大牟田市大字櫛野及び大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	東谷団地(b)	大牟田市大字櫛野及び大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	山口(b)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	山口(c)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	山口(a)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	山口(d)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	教楽木	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	小石	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	本村(c)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	薬師丸(a)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	薬師丸(h)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	薬師丸(g)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	四太丸	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	尾(a)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	教楽木(b)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	薬師丸(e)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	薬師丸(c)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	薬師丸(d)	大牟田市大字教楽来及び大字櫛野	○
急傾斜地の崩壊	薬師丸(b)	大牟田市大字教楽来	○
急傾斜地の崩壊	高田(c)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	油元(b)－1	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	油元(a)	大牟田市大字勝立	○

自然現象の種類	区域の名称	住 所	特別警戒区域告示
急傾斜地の崩壊	油元(b)－2	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	勝立(g)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	櫟野(1)	大牟田市大字勝立及び大字櫟野	○
急傾斜地の崩壊	勝立(f)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	勝立(e)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	外苑(b)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	外苑(a)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	勝立(d)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	下池町(g)	大牟田市大字勝立及び東萩尾町	○
急傾斜地の崩壊	勝立(a)－2	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	勝立(b)	大牟田市大字勝立及び下池町	○
急傾斜地の崩壊	下池町(a)－3	大牟田市大字勝立、下池町及び新勝立町5丁目	○
急傾斜地の崩壊	勝立(a)－1	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	勝立(c)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	高田(b)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	道越	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	高田(a)	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	北井河	大牟田市大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	下池町(a)－2	大牟田市下池町及び大字勝立	○
急傾斜地の崩壊	下池町(a)－1	大牟田市下池町及び笹原町3丁目	○
急傾斜地の崩壊	東萩尾町	大牟田市下池町及び東萩尾町	○
急傾斜地の崩壊	萩尾町	大牟田市下池町、萩尾町2丁目及び東萩尾町	○
急傾斜地の崩壊	萩尾(a)－2	大牟田市萩尾町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾(a)－1	大牟田市萩尾町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾町(2)－2	大牟田市萩尾町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾町(2)－1	大牟田市萩尾町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾(d)－2	大牟田市萩尾町1丁目及び萩尾町2丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾(c)－3	大牟田市萩尾町1丁目	
急傾斜地の崩壊	萩尾(c)－2	大牟田市萩尾町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾(d)－1	大牟田市萩尾町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾(c)－1	大牟田市萩尾町1丁目、野添町及び笹原町2丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾(b)	大牟田市萩尾町1丁目及び笹原町2丁目	○
急傾斜地の崩壊	萩尾(e)	大牟田市萩尾町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	下池町(b)	大牟田市笹原町3丁目及び下池町	○
急傾斜地の崩壊	下池町(d)	大牟田市笹原町3丁目及び下池町	○
急傾斜地の崩壊	新勝立町(a)－2	大牟田市新勝立町5丁目及び新勝立町6丁目	○
急傾斜地の崩壊	新勝立町(a)－1	大牟田市新勝立町5丁目	○
急傾斜地の崩壊	新勝立町(b)－1	大牟田市新勝立町5丁目	○
急傾斜地の崩壊	新勝立町(b)－2	大牟田市新勝立町5丁目	○
急傾斜地の崩壊	新勝立町(c)－2	大牟田市新勝立町6丁目	○
急傾斜地の崩壊	新勝立町(c)－1	大牟田市新勝立町6丁目	○

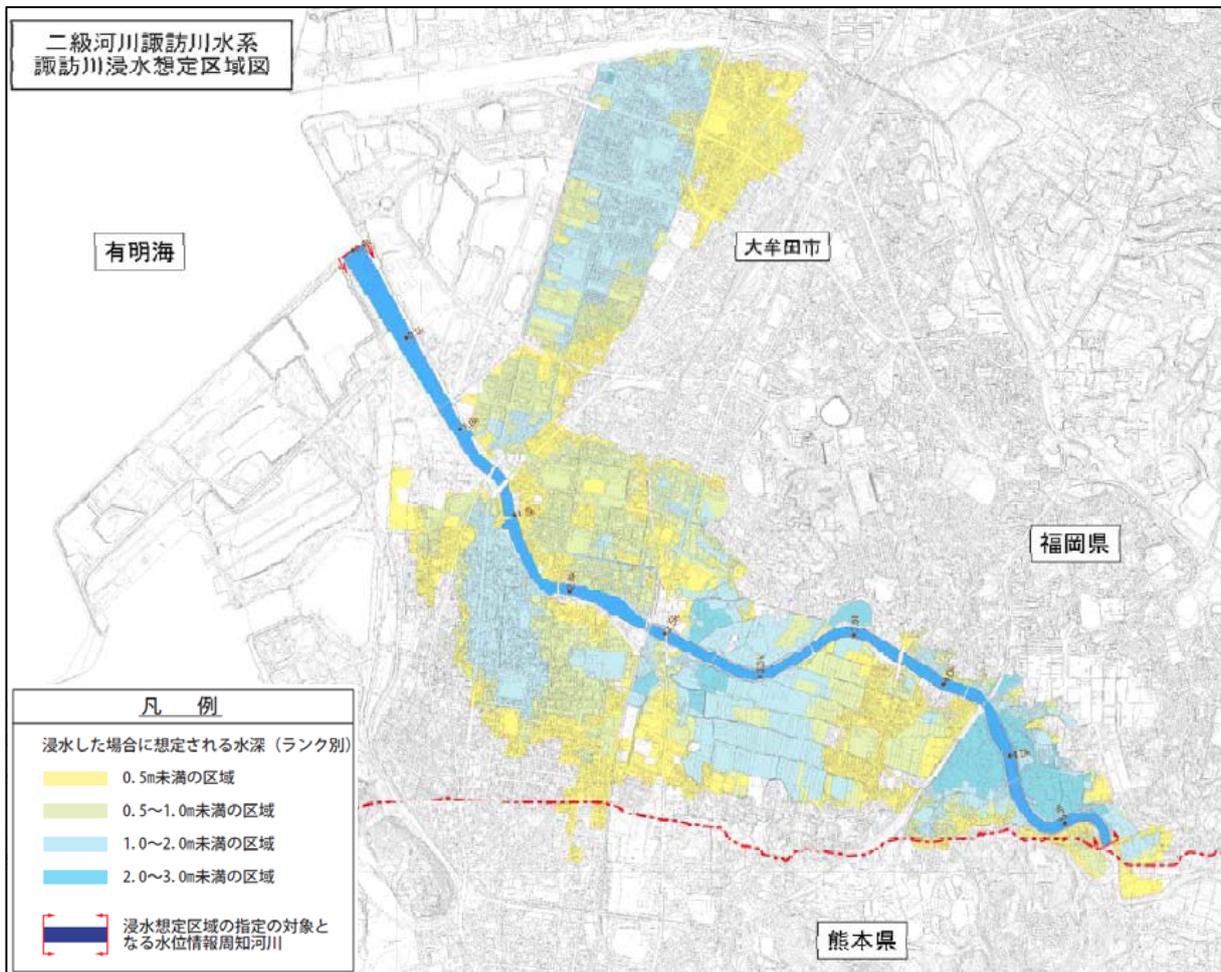
自然現象の種類	区域の名称	住 所	特別警戒区域告示
急傾斜地の崩壊	天道町(b)	大牟田市馬渡町及び天道町	○
急傾斜地の崩壊	馬渡町(d)－1	大牟田市馬渡町及び天道町	○
急傾斜地の崩壊	馬渡町(d)－2	大牟田市馬渡町、天道町及び笹原町1丁目	
急傾斜地の崩壊	馬渡町(b)	大牟田市馬渡町及び新勝立町5丁目	○
急傾斜地の崩壊	天道町(c)	大牟田市天道町	○
急傾斜地の崩壊	天道町(a)	大牟田市天道町	○
急傾斜地の崩壊	天道町－2	大牟田市天道町	○
急傾斜地の崩壊	天道町－1	大牟田市天道町	○
急傾斜地の崩壊	馬渡町(c)	大牟田市天道町	○
急傾斜地の崩壊	米生町	大牟田市米生町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	馬込町	大牟田市馬込町1丁目及び宮原町1丁目	
急傾斜地の崩壊	一部町	大牟田市馬場町	○
急傾斜地の崩壊	若宮町	大牟田市若宮町及び黄金町2丁目	○
急傾斜地の崩壊	馬渡町(a)	大牟田市若宮町及び黄金町2丁目	○
急傾斜地の崩壊	諏訪町	大牟田市諏訪町1丁目及び諏訪町2丁目	○
急傾斜地の崩壊	昭和町	大牟田市昭和町	
急傾斜地の崩壊	花園町	大牟田市花園町及び一浦町	○
急傾斜地の崩壊	上官町	大牟田市上官町2丁目	○
急傾斜地の崩壊	宮坂町	大牟田市宮坂町及び真道寺町	
急傾斜地の崩壊	一浦町(2)	大牟田市一浦町	
急傾斜地の崩壊	一浦町(1)	大牟田市一浦町及び笹林町2丁目	○
急傾斜地の崩壊	出雲町－1	大牟田市松浦町、出雲町及び上町1丁目	○
急傾斜地の崩壊	出雲町－2	大牟田市出雲町及び松浦町	○
急傾斜地の崩壊	松浦町(2)	大牟田市松浦町、上町2丁目及び出雲町	○
急傾斜地の崩壊	松浦町(1)	大牟田市松浦町、西宮浦町及び出雲町	○
急傾斜地の崩壊	松浦町	大牟田市松浦町及び西宮浦町	○
急傾斜地の崩壊	松浦町(3)－2	大牟田市上官町1丁目及び松浦町	○
急傾斜地の崩壊	松浦町(3)－1	大牟田市上官町1丁目及び松浦町	○
急傾斜地の崩壊	常盤－1	大牟田市常盤町、山上町、泉町及び築町	○
急傾斜地の崩壊	常盤－2	大牟田市常盤町、山上町及び築町	○
急傾斜地の崩壊	常盤町(2)	大牟田市常盤町	○
急傾斜地の崩壊	唐船(a)	大牟田市大字唐船及び大字甘木	○
急傾斜地の崩壊	辻	大牟田市大字唐船及び大字甘木	○
急傾斜地の崩壊	岬(b)	大牟田市大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬(g)	大牟田市大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬浦	大牟田市大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬(d)－1	大牟田市大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬(d)－2	大牟田市大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬(f)	大牟田市大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬	大牟田市大字岬	
急傾斜地の崩壊	岬(a)	大牟田市大字岬	○

自然現象の種類	区域の名称	住 所	特別警戒区域告示
急傾斜地の崩壊	岬(j)	大牟田市大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬(k)	大牟田市大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬(e) - 1	大牟田市大字甘木及び大字岬	○
急傾斜地の崩壊	岬(e) - 2	大牟田市大字甘木及び大字岬	○
急傾斜地の崩壊	倉永(e)	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永(g) - 2	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永(g) - 1	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永(h)	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	宮ノ下	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永(a)	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永(b)	大牟田市大字倉永	
急傾斜地の崩壊	鷲山	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永(c)	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永(d)	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	倉永(j)	大牟田市大字倉永	○
急傾斜地の崩壊	宮崎(f)	大牟田市大字宮崎	
急傾斜地の崩壊	宮崎(c)	大牟田市大字宮崎	○
地すべり	今山	大牟田市大字今山	
地すべり	焼石山	大牟田市大字櫟野	
地すべり	勝立	大牟田市新勝立町1丁目、新勝立町2丁目、新勝立町3丁目及び早鐘町	
地すべり	釈迦堂	大牟田市大字上内及びみやま市上楠田	

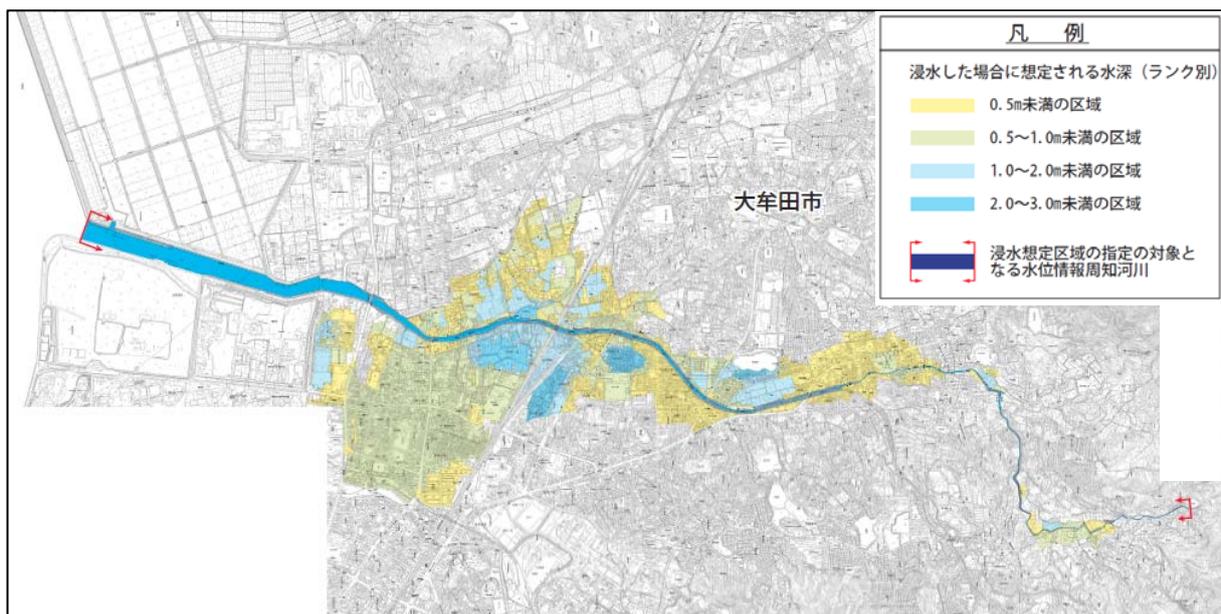
資料：大牟田市 平成 25 年

1-15 浸水想定区域（諏訪川、堂面川）

■諏訪川（平成20年6月6日公表）



■堂面川（平成19年3月30日公表）



資料：福岡県

第2 施設等

2-1 避難所・避難地

■指定避難所

	避難所名称	住所	連絡先(電話)
1	三川地区公民館	上屋敷町1-12-3	52-5957
2	駛馬地区公民館	馬込町1-20-1	57-5443
3	勝立地区公民館	新勝立町4-1-1	51-0393
4	中央地区公民館	原山町13-3	53-1502
5	三池地区公民館	大字三池629-2	53-8343
6	吉野地区公民館	大字白銀781-3	58-3479
7	手鎌地区公民館	大字手鎌1300-42	56-6008
8	みなと小学校	上屋敷町2-3-1	53-6004
9	天領小学校	天領町1-145-1	53-6006
10	駛馬南小学校	沖田町236-1	53-6007
11	駛馬北小学校	馬場町17	53-6008
12	天の原小学校	笹原町3-116	53-6009
13	玉川小学校	大字櫟野2710-1	53-6011
14	上官小学校	宮坂町6-3	53-6012
15	大牟田小学校	笹林町1-1-3	53-6014
16	大正小学校	大正町5-5-9	53-6015
17	中友小学校	中友町1-20	53-6016
18	明治小学校	明治町2-21-1	53-6017
19	白川小学校	中白川町1-183	53-6018
20	平原小学校	平原町333	53-6019
21	高取小学校	大字歴木1807-58	53-6020
22	三池小学校	大字新町289-1	53-6021
23	羽山台小学校	大字草木587-3	53-6013
24	銀水小学校	大字田隈239	53-6022
25	上内小学校	大字上内1575-1	58-0103
26	吉野小学校	大字白銀967-17	58-1037
27	倉永小学校	大字倉永1307	58-1038
28	手鎌小学校	大字唐船395	53-6025
29	船津中学校	船津町1-6-1	53-6030
30	右京中学校	右京町1	53-6031
31	米生中学校	米生町2-26	53-6032
32	勝立中学校	大字勝立282-2	53-6033
33	延命中学校	昭和町240	53-6034
34	松原中学校	大正町5-4-16	53-6035
35	白光中学校	椿黒町32	53-6036
36	歴木中学校	大字歴木1150	53-6037
37	田隈中学校	大字田隈338	53-6040
38	橘中学校	大字橘664-1	58-0022
39	甘木中学校	大字甘木613-1	58-0033
40	大牟田特別支援学校	天道町24	56-9671

	避難所名称	住所	連絡先(電話)
41	リフレスおおむた	大字四ヶ1221	58-7777
42	市民体育館	宝坂町2-86	53-6003
43	第二市民体育館	黄金町1-111	54-9555
44	三池高等学校	大字草木245	53-2172
45	三池工業高等学校	上官町4-77	53-3036
46	ありあけ新世高等学校	大字吉野1389-1	59-9688

■自主避難所

	避難所名称	住所	連絡先(電話)
1	三川地区公民館	上屋敷町1-12-3	52-5957
2	駛馬地区公民館	馬込町1-20-1	57-5443
3	勝立地区公民館	新勝立町4-1-1	51-0393
4	中央地区公民館	原山町13-3	53-1502
5	三池地区公民館	大字三池629-2	53-8343
6	吉野地区公民館	大字白銀781-3	58-3479
7	手鎌地区公民館	大字手鎌1300-42	56-6008
8	みなと小学校	上屋敷町2-3-1	53-6004
9	天領小学校	天領町1-145-1	53-6006
10	駛馬南小学校	沖田町236-1	53-6007
11	天の原小学校	笹原町3-116	53-6009
12	玉川小学校	大字櫛野2710-1	53-6011
13	上官小学校	宮坂町6-3	53-6012
14	大正小学校	大正町5-5-9	53-6015
15	中友小学校	中友町1-20	53-6016
16	明治小学校	明治町2-21-1	53-6017
17	白川小学校	中白川町1-183	53-6018
18	平原小学校	平原町333	53-6019
19	高取小学校	大字歴木1807-58	53-6020
20	羽山台小学校	大字草木587-3	53-6013
21	銀水小学校	大字田隈239	53-6022
22	上内小学校	大字上内1575-1	58-0103
23	倉永小学校	大字倉永1307	58-1038
24	リフレスおおむた	大字四ヶ1221	58-7777

■福祉避難所

	避難所名称	住所	連絡先(電話)
1	大牟田市総合福祉センター	瓦町9-3	57-2519

■指定避難地

	避難地名称	住所	連絡先(電話)
1	高砂公園	三川町4-52	
2	船津公園	船津町1-4	
3	上屋敷公園	樋口町10	
4	千代町公園	千代町8	
5	ひばりヶ丘第二公園	新勝立町4-3	
6	宮浦公園	西宮浦町1	
7	宮浦石炭記念公園	西宮浦町132-8	
8	七浦公園	七浦町58	
9	延命公園	昭和町163	
10	中友公園	新地町3	
11	明治第一公園	明治町1-6	
12	鳥塚公園	鳥塚町88	
13	南井空公園	大字歴木1807	
14	三池公園	大字三池1104	
15	高田公園	大字歴木535	
16	手鎌北町公園	大字手鎌1520	
17	黒崎公園	大字岬2308	
18	黒崎団地第一公園	大字岬1969	
19	甘木公園	大字甘木1203	
20	諏訪公園	岬町1-3	
21	みなと小学校グラウンド	上屋敷町 2-3-1	53-6004
22	天領小学校グラウンド	天領町 1-145-1	53-6006
23	駛馬南小学校グラウンド	沖田町 236-1	53-6007
24	駛馬北小学校グラウンド	馬場町 17	53-6008
25	天の原小学校グラウンド	笹原町3-116	53-6009
26	玉川小学校グラウンド	大字櫛野 2710-1	53-6011
27	上官小学校グラウンド	宮坂町 6-3	53-6012
28	大牟田小学校グラウンド	笹林町 1-1-3	53-6014
29	大正小学校グラウンド	大正町 5-5-9	53-6015
30	中友小学校グラウンド	中友町 1-20	53-6016
31	明治小学校グラウンド	明治町 2-21-1	53-6017
32	白川小学校グラウンド	中白川町 1-183	53-6018
33	平原小学校グラウンド	平原町 333	53-6019
34	高取小学校グラウンド	大字歴木 1807-58	53-6020
35	三池小学校グラウンド	大字新町 289-1	53-6021
36	羽山台小学校グラウンド	大字草木 587-3	53-6013
37	銀水小学校グラウンド	大字田隈 239	53-6022
38	上内小学校グラウンド	大字上内 1575-1	58-0103
39	吉野小学校グラウンド	大字白銀 967-17	58-1037
40	倉永小学校グラウンド	大字倉永 1307	58-1038

	避難地名称	住所	連絡先(電話)
41	手鎌小学校グラウンド	大字唐船 395	53-6025
42	船津中学校グラウンド	船津町 1-6-1	53-6030
43	右京中学校グラウンド	右京町 1	53-6031
44	米生中学校グラウンド	米生町 2-26	53-6032
45	勝立中学校グラウンド	大字勝立 282-2	53-6033
46	延命中学校グラウンド	昭和町 240	53-6034
47	松原中学校グラウンド	大正町 5-4-16	53-6035
48	白光中学校グラウンド	椿黒町 32	53-6036
49	歴木中学校グラウンド	大字歴木 1150	53-6037
50	田隈中学校グラウンド	大字田隈 338	53-6040
51	橘中学校グラウンド	大字橘 664-1	58-0022
52	甘木中学校グラウンド	大字甘木 613-1	58-0033
53	大牟田特別支援学校	天道町 24	56-9671
54	リフレッシュおおむた	大字四ヶ 1221	58-7777
55	第二グラウンド	黄金町 1-111	54-9555

2-2 医療機関

■病院

分類	名称	所在地	電話番号
災害拠点病院 基幹災害医療センター	国立病院機構 九州医療センター	福岡市中央区 地行浜 1-8-1	092-852-0700
災害拠点病院 地域災害医療センター 救急病院・救急診療所 透析医療機関	大牟田市立病院	宝坂町 2-19-1	0944-53-1061
救急病院・救急診療所 透析医療機関	米の山病院	今山 2324-1	0944-51-3311
	杉循環器科内科病院	田隈 950-1	0944-56-1119
	社会保険大牟田天領病院	天領町 1-100	0944-54-8482
救急病院・救急診療所	落合脳神経外科医院	吉野 2013-1	0944-41-3711
	永田整形外科病院	原山町 1-1	0944-53-3879
	福岡県済生会大牟田病院	田隈 810	0944-53-2488
	大牟田記念病院	歴木 1841	0944-53-5071
	南大牟田病院	白井町 23-1	0944-57-2000
透析医療機関	春日医院	一浦町 6-3	0944-56-5432
	飯田クリニック	浄真町 44	0944-53-4871
	むとう内科クリニック	岬 1063-1	0944-41-9610

■保健所

名 称	所在地	電話番号	F A X
大牟田市保健所	不知火町 1-5-1	0944-41-2668	0944-41-2675

2-3 教育施設

■幼稚園

名 称	所在地	電話番号	備 考
銀水幼稚園	田隈 507	0944-52-7334	
白川幼稚園	中白川町 2-1-21	0944-56-5601	
たから幼稚園	宝坂町 1-63	0944-52-8661	
はやめ幼稚園	黄金町 1-406	0944-53-4330	
光の子幼稚園	古町 1-3	0944-54-3285	
平原幼稚園	平原町 132	0944-52-4169	
大鳥幼稚園	姫島町 36-8	0944-53-6626	
明治幼稚園	中町 2-3-3	0944-52-5325	
めぐみ幼稚園	正山町 9	0944-52-3198	
若草幼稚園	上官町 3-101	0944-52-4919	
大牟田たちばな幼稚園	橘 569-3	0944-58-0435	
高取聖マリア幼稚園	歴木 735-1	0944-53-5350	
天使幼稚園	有明町 2-2-12	0944-55-1048	
吉野天使幼稚園	吉野 1960	0944-58-0032	

■小学校

名 称	所在地	電話番号	備 考
みなと小学校	上屋敷町 2-3-1	0944-53-6004	
天領小学校	天領町 1-145-1	0944-53-6006	
駛馬南小学校	沖田町 236-1	0944-53-6007	
駛馬北小学校	馬場町 17	0944-53-6008	
天の原小学校	笹原町 3-116	0944-53-6009	
玉川小学校	櫛野 2710-1	0944-53-6011	
上官小学校	宮坂町 6-3	0944-53-6012	
大牟田小学校	笹林町 1-1-3	0944-53-6014	
大正小学校	大正町 5-5-9	0944-53-6015	
中友小学校	中友町 1-20	0944-53-6016	
明治小学校	明治町 2-21-1	0944-53-6017	
白川小学校	中白川町 1-183	0944-53-6018	
平原小学校	平原町 333	0944-53-6019	
高取小学校	歴木 1807-58	0944-53-6020	
三池小学校	新町 289-1	0944-53-6021	
羽山台小学校	草木 587-3	0944-53-6013	
銀水小学校	田隈 239	0944-53-6022	

上内小学校	上内 1575-1	0944-58-0103	
吉野小学校	白銀 967-17	0944-58-1037	
倉永小学校	倉永 1307	0944-58-1038	
手鎌小学校	唐船 395	0944-53-6025	

■中学校

名 称	所在地	電話番号	備 考
船津中学校	船津町 1-6-1	0944-53-6030	
右京中学校	右京町 1	0944-53-6031	
米生中学校	米生町 2-26	0944-53-6032	
勝立中学校	勝立 282-2	0944-53-6033	
延命中学校	昭和町 240	0944-53-6034	
松原中学校	大正町 5-4-16	0944-53-6035	
白光中学校	椿黒町 32	0944-53-6036	
歴木中学校	歴木 1150	0944-53-6037	
田隈中学校	田隈 338	0944-53-6040	
橘中学校	橘 664-1	0944-58-0022	
甘木中学校	甘木 613-1	0944-58-0033	
大牟田中学校	田隈 436-1	0944-53-5335	私立
明光学園中学校	倉永 170	0944-58-0907	私立

■特別支援学校

名 称	所在地	電話番号	備 考
大牟田特別支援学校	天道町 24	0944-56-9671	

■高等学校

名 称	所在地	電話番号	備 考
三池高等学校	草木 245	0944-53-2172	県立
大牟田北高等学校	甘木 109	0944-58-0011	県立
三池工業高等学校	上官町 4-77	0944-53-3036	県立
ありあけ新世高等学校	吉野 1389-1	0944-59-9688	県立
大牟田高等学校	草木 852	0944-53-5011	私立
明光学園高等学校	倉永 170	0944-58-0907	私立
誠修高等学校	田隈 956	0944-55-2344	私立

■国立高専

名 称	所在地	電話番号	備 考
有明工業高等専門学校	東萩尾町 150	0944-53-8611	

■大学

名称	所在地	電話番号	備考
帝京大学 福岡医療技術学部	岬町 6-22	0944-57-8333	

2-4 社会福祉施設

(平成 25 年 7 月 1 日現在)

■児童福祉施設

<助産施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
大牟田市立病院 助産施設	宝坂町 2-19-1	53-1061	1	地方独立行政法人

<乳児院>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
甘木山乳児院	大字甘木 1158	58-0205	20	社会福祉法人

<児童養護施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
甘木山学園	大字甘木 1158	58-0205	90	社会福祉法人

<保育所>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
天領保育所	天領町 1-113-6	52-4142	80	市
白鷺保育所	大字岬 2907-3	51-5777	60	社会福祉法人
小鳩保育園	駛馬町 52	52-7457	70	
久福木保育所	大字久福木 352	52-5169	80	
萩尾保育園	萩尾町 1-316-1	53-4955	80	
白銀保育所	大字白銀 967-29	58-0818	180	
みずほ保育園	通町 2-2-10	52-4762	130	
竹の子保育園	三川町 2-85	56-0006	90	
高取保育園	大字歴木 4-32	56-5240	90	
小浜保育所	小浜町 42-28	53-5419	160	
日の出保育所	下白川町 2-18-2	54-1081	180	
不知火保育園	南船津町 1-2-2	53-6174	90	
三池保育園	大字新町 185	52-5510	120	
歴木保育所	大字歴木 824-1	52-7511	90	
上官保育園	上官町 1-7-6	51-5778	90	
草木保育園	大字草木 363	52-2015	120	
青龍保育所	大字倉永 117-2	58-0231	90	個人
緑保育所	右京町 45	53-5659	90	
光円寺保育園	浜田町 12-3	54-6362	90	
笹原保育所	新勝立町 5-4	52-8936	70	

中町保育園	中町 2-9-5	52-4585	90	学校法人
くるみ園	沖田町 234	52-8104	90	
わかば保育園 (認定こども園)	上官町 3-105	52-4919	40	

<学童保育所>

施設名	所在地	電話	定員
三池学童保育所	大字新町 289 三池小学校内専用建物	51-7986	40
高取学童保育所	大字歴木 1807-58 高取小学校内余裕教室	51-7987	40
中友学童保育所	中友町 1-20 中友小学校内余裕教室	52-4362	40
みなと学童保育所	上屋敷町 2-3-1 みなと小学校内専用建物	51-7988	40
白川学童保育所	中白川町 1-183 白川小学校内余裕教室	54-4722	40
銀水学童保育所	大字田隈 175-12 専用建物	53-1690	40
吉野学童保育所	大字白銀 959 専用建物	50-1388	40
大牟田学童保育所	笹林町 1-1-3 大牟田小学校内余裕教室	54-8881	40
手鎌学童保育所	大字唐船 383-1 専用建物	57-0600	40
駛馬北学童保育所	馬場町 17 駛馬北小学校内余裕教室	53-0091	40
羽山台学童保育所	大字草木 587-3 羽山台小学校内専用建物	57-0505	40
明治学童保育所	明治町 2-21-1 明治小学校内余裕教室	57-2335	40
大正学童保育所	大正町 5-5-9 大正小学校内余裕教室	55-0303	40
倉永学童クラブ	大字倉永 1307 倉永小学校内地域連携推進室	58-0503	40
平原学童クラブ	平原町 333 平原小学校内地域連携推進室	53-6029	40
天領学童クラブ	天領町 1-145-1 天領小学校内地域連携推進室	52-8677	40
天の原学童クラブ	笹原町 3-116 天の原小学校内地域連携推進室	53-4399	40

<知的障害児施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
あけぼの学園	萩尾町 1-389	53-0122	10	社会福祉法人

<児童発達支援センター（福祉型）>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
りんどう学園	大字今山 755	53-8204	30	社会福祉法人

<重症心身障害児施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
独立行政法人 国立病院機構 大牟田病院	大字橋 1044-1	58-1122	80	国

■老人福祉施設

<養護老人ホーム>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
吉野園	大字吉野 2156-2	58-0139	90	社会福祉法人 博愛福祉会

<軽費老人ホーム>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
久福木サン荘	大字久福木 1169-3	51-1411	80	社会福祉法人 原交会福祉会

<ケアハウス>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
やぶつばき	青葉町 130-2	55-6666	50	社会福祉法人 木犀会
シニアライフ久福木	大字久福木 885-3	55-2011	30	社会福祉法人 原交会福祉会
サンフレンズ	沖田町 510	43-1223	15	社会福祉法人 東翔会
ま・めぞん	中町 1-5-1	41-5335	20	社会福祉法人 それいゆ

■障害者福祉施設

<生活介護施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
大牟田恵愛園	大字今山 4368-2	51-8750	45	社会福祉法人
有明ホーム	大字櫛野 2771	57-2130	60	社会福祉法人
大牟田ワークショップセンター	大字櫛野 2824	56-7512	50	社会福祉法人
生活支援センター こすもす	大字櫛野 2771-5	51-5705	40	社会福祉法人
あけぼの苑	萩尾町 1-389	53-0122	70	社会福祉法人
あけぼの学園	萩尾町 1-389	53-0122	10	社会福祉法人
多機能型事業所 エンゼル	新町 343-3 増田ビル 204号	59-3033	10	社会福祉法人
ふれんず	大字唐船 264-1	53-4896	7	NPO法人

<短期入所施設>

施設名	所在地	電話	設置主体
大牟田恵愛園	大字今山 4368-2	51-8750	社会福祉法人
有明ホーム	大字櫛野 2771	57-2130	社会福祉法人
大牟田ワークショップセンター	大字櫛野 2824	56-7512	社会福祉法人
あけぼの苑	萩尾町 1-389	53-0122	社会福祉法人
独立行政法人国立 病院機構大牟田病院	大字橋 1044-1	58-1122	国立病院機構

<自律訓練（生活訓練）施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
アプリコットハウス	萩尾町1丁目2番地1	52-0022	20	医療法人

<宿泊型自律訓練施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
アプリコットハウス	萩尾町1-2-1	52-0022	20	医療法人

<就労移行支援施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
たんぽぽ	八本町100-9	51-8807	30	社会福祉法人

<就労継続支援A型施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
たんぽぽ	八本町100-9	51-8807	30	社会福祉法人
障害福祉サービス事業 恵愛ワークセンター	大字今山4368-3	43-1202	10	社会福祉法人

<就労継続支援B型施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
大牟田恵愛園	大字今山4368-2	51-8750	15	社会福祉法人
たんぽぽ	八本町100-9	51-8807	20	社会福祉法人
障害福祉サービス事業 恵愛ワークセンター	大字今山4368-3	43-1202	30	社会福祉法人
多機能型事業所 エンゼル	新町343-3 増田ビル204号	59-3033	10	社会福祉法人
ふれんず	大字唐船264-1	53-4896	13	NPO法人
森の工房 どんぐり	下池町31-2	52-7575	30	医療法人

<施設入所支援施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
大牟田恵愛園	大字今山4368-2	51-8750	40	社会福祉法人
有明ホーム	大字櫛野2771	57-2130	60	社会福祉法人
大牟田ワークショップセンター	大字櫛野2824	56-7512	50	社会福祉法人
あけぼの苑	萩尾町1-389	53-0122	70	社会福祉法人
あけぼの学園	萩尾町1-389	53-0122	10	社会福祉法人

<療養介護施設>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
独立行政法人 国立病院機構大牟田病院	大字橋 1044-1	58-1122	71	国立病院機構
独立行政法人 国立病院機構大牟田病院	大字橋 1044-1	58-1122	80	国立病院機構

<共同生活援助（グループホーム）>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
さくらガーデンハイツ	下池町 37-	52-8805	6	医療法人
希望ヶ丘荘	下池町 9-4	52-8881	5	医療法人
つくしんぼ鳥塚	鳥塚町 2-10	43-3665	4	社会福祉法人
つくしんぼ小浜 2	小浜町 191-2 103号	52-0585	2	社会福祉法人
つくしんぼ小浜 2	小浜町 98-12	52-0585	2	社会福祉法人
つくしんぼ上官	上官町 4-42 上官グリーンハイツ参番館 312号室	57-0334	5	社会福祉法人
ケアホームつくしんぼ小浜 A棟	小浜町 3-2-12	51-8750	5	社会福祉法人
ケアホームつくしんぼ小浜 B棟	小浜町 3-2-12	51-8750	4	社会福祉法人
つくしんぼ勝立	大字勝立 121-1・121-5・121-7 102号	51-8750	5	社会福祉法人
グリーンケアホテル	萩尾町 1-410	53-4156	7	社会福祉法人
グリーンケアホテル 野添 1号館	野添町 3-15-1	53-4156	6	社会福祉法人
グリーンケアホテル 野添 2号館	野添町 3-15-2	53-4156	7	社会福祉法人
グループホーム「サンフラワー」	大字三池 878	59-7066	20	医療法人
宮崎寮	宮崎 3143-1	58-6001	4	株式会社
白銀寮	白銀 640-13	58-6767	2	株式会社

<共同生活介護（ケアホーム）>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
つくしんぼ鳥塚	鳥塚町 2-10	43-3665	4	社会福祉法人
つくしんぼ小浜 2	小浜町 191-2 103号	52-0585	2	社会福祉法人
つくしんぼ小浜 2	小浜町 98-12	52-0585	2	社会福祉法人
つくしんぼ上官	上官町 4-42 上官グリーンハイツ参番館 312号室	57-0334	5	社会福祉法人
ケアホームつくしんぼ小浜 A棟	小浜町 3-2-12	51-8750	5	社会福祉法人
ケアホームつくしんぼ小浜 B棟	小浜町 3-2-12	51-8750	4	社会福祉法人

つくしんぼ勝立	大字勝立 121-1・121-5・121-7 102号	51-8750	5	社会福祉法人
グリーンケアホテル	萩尾町 1-410	53-4156	7	社会福祉法人
グリーンケアホテル 野添 1号館	野添町 3-15-1	53-4156	6	社会福祉法人
グリーンケアホテル 野添 2号館	野添町 3-15-2	53-4156	7	社会福祉法人

<福祉ホーム>

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
つくしんぼ小浜	小浜町 98-12	51-8750	7	社会福祉法人

2-5 介護保険施設

(平成 25 年 7 月 1 日現在)

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名	所在地	電話	定員	設置主体	デイ併設	校区
天光園	宮崎 1695-2	58-2835	90	社会福祉法人 天光会	○	倉永
延寿苑	今山 4345-1	51-2942	50	社会福祉法人 福因寺福祉会	○	高取
サン久福木	久福木 894	55-2011	96	社会福祉法人 原交会福祉会	○	銀水
サンフレンズ	沖田町 510	43-1223	50	社会福祉法人 東翔会	○	駛馬南
こもれび	中町 1-4-1	55-5066	50	社会福祉法人 それいゆ	○	明治
美さと	南船津町 1-10	57-3310	50	社会福祉法人 けんこう	○	みなと
サンホリデー	岬 2860-2	43-5077	50	社会福祉法人 グッドタイムズ	—	手鎌
昌普久苑	上白川町 2-31-3	57-7378	40	社会福祉法人 大牟田市福祉事業協会	○	白川

■介護老人保健施設

施設名	所在地	電話	定員	設置主体	通所リハ	校区
大牟田 ライフケア院	田隈 808-1	52-8899	80	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 福岡県済生会	○	銀水
サンファミリー	甘木 1158	58-7722	100	社会福祉法人 甘木山学園	○	手鎌
くろさき苑	岬 1254-1	54-9639	100	医療法人親仁会	○	手鎌
ハッピーランド	宮部 171-2	51-0556	100	医療法人福寿会	○	銀水
さんぽ	三池 866	53-1001	80	医療法人富松記念会	○	三池
はなぞの	花園町 64-5	52-8600	80	医療法人信和会	○	上官
ぷらいえ	田隈 830-1	57-6636	42	社会福祉法人東翔会	○	銀水

■介護療養型医療施設

施設名	所在地	電話	定員	設置主体	校区
重藤外科医院	日出町 3-1-21	57-2211	6	個人	白川
白川病院	上白川町 1-146	53-4173	60	医療法人静光園	白川
曾我病院	大字吉野 859	58-1234	90	医療法人曾我病院	吉野
木村内科医院	大字手鎌 830	51-7680	16	医療法人寿心会	手鎌
今野病院	末広町 5-2	52-5580	24	医療法人完光会	駛馬北
大牟田共立病院	明治町 3-7 - 5	53-5461	50	医療法人悠久会	明治
岩井外科胃腸科医院	大字久福木 82-1	52-6565	6	医療法人 岩井外科胃腸科医院	銀水
有明病院	船津町 440-3	52-5245	57	医療法人幸親会	みなと

2-6 地域密着型サービス事業所

(平成 25 年 7 月 1 日現在)

■夜間対応型訪問介護

事業所名	所在地	電話	設置主体	校区
こもれび	中町 1-4-1	55-5066	社会福祉法人それいゆ	明治
サンフレンズ	沖田町 510	43-1223	社会福祉法人東翔会	駛馬南
大牟田医師会	不知火町 2-144	41-9502	社団法人大牟田医師会	大牟田

■認知症対応型通所介護

事業所名	所在地	電話	定員	設置主体	校区
ゆず	橘字原の前 1494-1	50-0844	11	社会福祉法人天光会	吉野
ブルーム	歴木 479-37	53-8050	12	有限会社ブルーム	羽山台
ふらねコパン	新地町 14-7	55-5802	12	社会福祉法人それいゆ	中友
せせらぎ	上白川町 1-246	53-4184	12	医療法人静光園	白川
ぷらいえ	田隈 827-1	55-8721	12	医療法人東翔会	銀水
美さと	南船津町 2-9	57-3310	12	社会福祉法人けんこう	みなと
杏	倉永 76-1	58-0398	3	有限会社うえだ	倉永
こころね	沖田町 495	43-1223	12	社会福祉法人東翔会	駛馬南
里桜	下池町 36-1	85-0261	11	医療法人静光園 (第二病院)	笹原

■小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	電話	定員			設置主体	校区
			登録	通い	泊まり		
ひらばるの家	歴木 990-19	53-5270	18	12	5	医療法人 完光会今野病院	平原
あおぞら	神田町 257	56-2373	18	12	5	医療法人 完光会今野病院	駛馬南
もも	歴木 1807-275	51-1612	18	9	3	有限会社美里	高取
いまやまの家	今山 1184-23	59-3606	20	12	4	医療法人親仁会	三池
わたぜ	倉永 1652-1	58-1111	25	15	5	株式会社銀水会	倉永
マイラポールハウス（明治校区）	城町 2-51-4	51-8899	25	15	8	NPO 法人 高齢者グッドケア サポートセンター	明治
ぷらいえ	田隈 827-1	55-8721	25	15	8	医療法人東翔会	銀水
リビングアエル	正山町 127-1	85-6543	25	15	6	やまなみ介適生活 株式会社	大牟田
ひだまり	上白川町 1-246	53-4186	25	15	9	医療法人静光園	白川
花ごよみ	黄金町 1-237-1	52-4624	25	15	8	医療法人信和会	駛馬北
てつお	手鎌 897	51-7681	25	15	7	医療法人 寿心会木村内科医院	手鎌
恵愛の里	白川 18-31	55-3616	20	12	5	医療法人恵愛会	羽山台
ふかうらの家	岬 1202-1	41-1121	22	15	9	医療法人親仁会	手鎌
みえあむ	沖田町 491	43-1223	25	15	6	社会福祉法人 東翔会	駛馬南
美さと	南船津町 2-9	57-3310	25	15	6	社会福祉法人 けんこう	みなと
槐（えんじゅ）	三里町 1-4-4	41-9077	25	15	7	医療法人 吉田クリニック	みなと
くぶき	久福木 398	41-8188	25	15	6	株式会社銀水会	銀水
桜の家	橘字原の前 1494-1	50-0844	25	15	7	社会福祉法人 天光会	吉野
たけとんぼ	櫛野 3260-102	53-7778	25	15	5	医療法人 静光園(第二病院)	玉川
つぼみ	下池町 36-1	85-0185	24	12	5	医療法人 静光園(第二病院)	笹原
よしの	吉野 2138	58-1186	25	15	9	社会福祉法人 博愛福祉会	倉永
ゆうもあ	諏訪町 3-60	41-4737	18	9	5	株式会社 あすか介護サービス	天領
ぶどうの木	櫛野 1021	32-8001	25	15	6	医療法人 静光園(第二病院)	玉川
こどう	青葉町 130-4	51-8910	24	12	9	社会福祉法人 木犀会	駛馬北

■認知症対応型共同生活介護

事業所名	所在地	電話	定員	設置主体	校区
青葉	青葉町 12-11	55-0777	18	医療法人完光会今野病院	駛馬北
ユウワ	出雲町 1-15	55-1117	18	株式会社ゆうわ	大牟田
総健	鳥塚町 10-1	41-9222	8	医療法人光輪会	白川
ふぁみりえ	沖田町 492	43-1223	27	社会福祉法人東翔会	駛馬南
フェニックス苑	新町 395	56-5588	9	医療法人光輪会	三池
天光園	宮崎 1710-3	58-2835	9	社会福祉法人天光会	倉永
ひまわり	西浜田町 15-3	56-3733	9	医療法人親仁会	中友
虹の家きなっせ	吉野 1364-1	59-9540	9	筑後保健生活協同組合	倉永
なかまちの家	中町 1-5-2	41-5315	18	社会福祉法人それいゆ	明治
ファミリーユ	野添町 20-19	41-1171	18	財団法人大牟田医療協会	駛馬南
いろは	三池 163	53-3168	18	医療法人富松記念会	三池
ふれあい	田隈 766-5	41-8210	9	有限会社ふれあい	銀水
やまぼうし	櫛野 3260-102	53-7788	9	医療法人静光園(第二病院)	玉川
きらめき	上白川町 1-246	53-4185	9	医療法人静光園	白川
虹の家たかさご	高砂町 16	56-0811	9	筑後保健生活協同組合	みなと
シャルールコパン	城町 1-7-2	53-1385	9	社会福祉法人それいゆ	明治

■地域密着型特定施設

事業所名	所在地	電話	定員	設置主体	校区
有料老人ホーム杏	倉永 76-1	58-0398	9	有限会社うえだ	倉永
すまいるホームいまやま	今山 2200-1	41-4800	20	有限会社 シャイニングライフ	三池
ケアハウス ま・めぞん	中町 1-5-1	41-5335	20	社会福祉法人 それいゆ	明治

■地域密着型介護老人福祉施設

事業所名	所在地	電話	定員	設置主体	校区
たちばな	橘字原の前 1494-1	50-0844	20	社会福祉法人天光会	吉野

2-7 介護予防拠点・地域交流施設

(平成25年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	校区
よらんかん	築町 2-9	59-8630	築町商店街振興組合	大牟田
延寿苑	歴木 1807-1291	51-4340	社会福祉法人 福因寺福社会	高取
やぶつばき 地域交流センター	青葉町 130-2	51-8880	社会福祉法人 木犀会	駛馬北
地域サポートネット たかとり	歴木 4-48	56-0999	社会福祉法人 あらぐさ会	高取
コムーネ	田隈 820-1	57-6636	医療法人東翔会	銀水
あじさい地域交流広場	今山 1184-18	59-3606	医療法人親仁会	三池
いろは	三池 160-1	53-3168	医療法人富松記念会	三池
集いの場 わたぜ	倉永 1652-1	58-1111	株式会社銀水会	倉永
医師会	不知火町 2-144	41-5330	社団法人大牟田医師会	大牟田
たんぼぼ	八本町 100-9	51-8807	社会福祉法人 キリスト者奉仕会	平原
いこい	黄金町 1-237-9	52-8600	医療法人信和会	駛馬北
かめざき	宮崎 1710-3	58-2835	社会福祉法人天光会	倉永
すまいる	明治町 2-16-4	53-5467	医療法人悠久会	明治
くぬぎ	歴木 977-4	54-0055	医療法人けんこう	平原
美さとひろば	南船津町 2-9	57-3310	社会福祉法人けんこう	みなと
済生会 大牟田地域支援センター	田隈 808-1	52-8899	社会福祉法人 恩賜財団済生会	銀水
あそぼーい	三里町 2-10-10	55-5500	株式会社 、(てん) 元氣	みなと
春日	一浦町 6-3	56-5432	医療法人春日医院	大牟田
リビングアエル	正山町 127-1	85-6543	やまなみ介適生活 株式会社	大牟田
コパン	新地町 14-7	55-5802	社会福祉法人それいゆ	中友
サンフレンズ・きてみて テラス	沖田町 491	43-1223	社会福祉法人東翔会	駛馬南
じゃんぐるジム	中町 1-4-1	41-5321	社会福祉法人それいゆ	明治
しらかわ	上白川町 1-246	53-4186	医療法人静光園	白川
くすのき	手鎌 897	51-7681	医療法人寿心会 木村内科医院	手鎌
恵愛の里	白川 18-46	55-3616	医療法人恵愛会	羽山台
ふれあいセンター尾尻	橋 166-2	58-2719	尾尻ネットワーク 見守り隊	銀水

アザレア地域交流広場	岬 1202-1	41-1121	医療法人親仁会	手鎌
地域の縁がわ ひらばる	亀甲町 30	85-5079	NPO 法人コレクティブ	平原
槐 (えんじゅ)	三里町 1-4-4	41-9077	医療法人 吉田クリニック	みなと
集いの場 くぶき	久福木 398	41-8188	株式会社銀水会	銀水
和 (なごみ)	橘 1494-1	50-0844	社会福祉法人天光会	吉野
かたらいの森 ひばりヶ丘	櫛野 3260-102	53-7778	医療法人 静光園(第二病院)	玉川
サロン・すいせん	野添町 1-8	57-2000	財団法人 大牟田医療協会	駛馬南
さくら並木ささはら	下池町 36-1	85-0185	医療法人 静光園(第二病院)	笹原
よしの	吉野 2138	58-1186	社会福祉法人 博愛福祉会	倉永
ほほ笑みガーデン	諏訪町 3-60	41-4737	株式会社 あすか介護サービス	天領
みのりの里いちの	櫛野 1021	32-8001	医療法人 静光園(第二病院)	玉川
あゆみ	高砂町 16	56-0811	筑後保健生活共同組合	みなと
ぱるす	青葉町 130-4	51-8910	社会福祉法人木犀会	駛馬北
シャルールコパン	城町 1-7-2	53-1370	社会福祉法人それいゆ	明治

2-8 臨時ヘリポート

臨時ヘリポート名	所在地	施設管理者	広さ (幅m×長さm)
笹林公園	笹林町	市	80×55~80
記念グラウンド	黄金町 1-123	市教育委員会	190×85

2-9 備蓄倉庫

■備蓄庫

名称	規模	名称	規模	名称	規模
大正小学校	25 m ²	明治小学校	26 m ²	白川小学校	26 m ²
平原小学校	25 m ²	倉永小学校	25 m ²	勝立中学校	25 m ²
田隈中学校	28 m ²				

■備蓄物資（平成 25 年 4 月 1 日現在）

品 目		数 量	品 目	数 量
食 料	アルファ米	800 食	幼児用オムツ	2,832 枚
	パンの缶詰	240 食	幼児用お尻拭き	9,024 枚
	リッツL缶	360 食	大人用オムツ	3,328 枚
	ビスコ保存缶	210 食	大人用お尻拭き	3,168 枚
	ミルクビスケット	96 食	女性用生理用品	3,072 枚
	計	1,706 食	女性用ショーツ	116 枚
食器類		3,000 組	女性用ウェットシート	3,240 枚
保存水		384 組	多機能型ラジオ（アダプター）	43 台
哺乳瓶		90 組	ガソリン発電機	10 台
哺乳瓶洗浄用品		15 組	コードリール	10 台
毛布		1,000 枚	ガソリン携行缶	10 台
アルミブランケット		1,000 枚	簡易間仕切り	50 台
防災備蓄用畳（半畳）		504 枚	簡易テント	23 台
ダンボールベッド		10 床	置型照明器具	62 台
ポータブルトイレ		215 組	備蓄品収納ケース	23 台
ポータブルトイレ用便袋		4,300 枚		

2-10 ごみ処理施設

名 称	所在地	電話番号	備 考
大牟田・荒尾RDFセンター	健老町 468	0944-53-0411	大牟田・荒尾清掃施設組合

2-11 し尿処理施設

名 称	所在地	電話番号	備 考
大牟田市東部環境センター	大浦町 14-10	0944-59-3500	処理能力 1日あたり 359キロリットル 有機性廃棄物 1.9トン/日

第3 本編関連表等

3-1 災害対策本部の組織構成

対策部	対策部に属する班 (応援班)	対策部を構成する所属課 (応援課)
統括部	総括班	防災対策室、各部連絡調整員
企画総務部	総務班	総務課
	管財班	総務課
	調整班 (総務班、文化財班)	総合政策課 (総務課、世界遺産登録・文化財室)
	広報班 (財政班、情報システム班)	秘書広報課、選挙管理委員会事務局 (情報化推進室、財政課、行財政改革推進室)
	文化財班	世界遺産登録・文化財室
	人事班	人事課、人材育成推進室、職員厚生課
	財政班	財政課、行財政改革推進室
	情報システム班	情報化推進室
	契約検査班	契約検査室
市民部	市民支援班	市民生活課、市民課
	調査班	税務課、納税課、保険年金課
市民協働部	市民協働総務班	市民協働総務課
	地域コミュニティ班	地域コミュニティ推進課、スポーツ推進室、生活安全推進室 (会計課、市民生活課、市民課、税務課、納税課、保険年金課)
	ボランティア支援班	生涯学習課、人権・同和・男女共同参画課、福祉課
産業経済部	産業経済総務班	産業経済総務課
	物資調達班 (契約検査班)	商業観光課、中心市街地活性化推進室、石炭産業科学館 (契約検査室)
	輸送班	産業振興課、三池港・みなと振興室
	農林水産班	農林水産課、農業委員会事務局
	物資管理班	監査委員事務局
都市整備部	都市総務班	都市総務課
	都市計画・公園班	都市計画・公園課
	土木班	土木管理課、土木建設課、市街地整備課、国県道路対策室
	住宅班	建築住宅課、建築指導課
環境部	環境総務班	環境総務課
	環境保全班	環境保全課
	環境業務班	環境業務課、環境企画課、環境施設課、廃棄物対策課

対策部	対策部に属する班 (応援班)	対策部を構成する所属課 (応援課)
保健福祉部	保健福祉総務班	保健福祉総務課
	要援護者支援班	地域福祉推進室、長寿社会推進課、地域包括支援センター、児童家庭課、福祉課
	福祉班	福祉課、保護課
	医療救護班	健康対策課、生活衛生課、福祉課
	防疫班	生活衛生課
消防第1部	消防総務班	総務課
	調査情報班	予防課
	警防班	警防課
消防第2部	庶務班	消防団係
	警防班	消防団
企業部	企業総務班	総務課、経営企画課
	上水道工務班	上水道工務課、上水道建設課、一元化推進室、水質管理課
	下水道建設班	下水道建設課
	下水道施設班	施設課、水質管理課
教育部	教育総務班	総務課、学校再編推進室
	教育班	学校教育課、指導室、学務課
	教育施設班	総務課
議会部	議会班	市議会事務局

3-2 緊急通行車両の事前届出の方法

<p>事前届出の対象とする車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項 ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ・ 緊急輸送の確保に関する事項 ・ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 ○ 指定行政機関の長、指定地方行機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定行政機関との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
<p>事前届出の申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者：市長 ○ 申請先：県警察本部交通部交通規制課
<p>申請書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両事前届出書 2 通 ○ 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1 通 ○ 自動車検査証の写し 1 通

3-3 自衛隊の活動

■災害発生前の自衛隊の活動

<p>連絡班及び 偵察班の派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡班 災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。 ○ 偵察班 災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。
<p>出動準備体制 への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司令部の体制 災害の発生が予想される場合には、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。 ○ 部隊の体制 部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

■災害発生後の自衛隊の活動

要請依頼の範囲	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により偵察を行う。
避難の援助	避難命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。
遭難者等の捜索救助	遺体、行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救助作業に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防護岸等の決壊に対しては所要の水防作業を行う。
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。(消火薬剤は市が提供する。)
道路又は水路の応急啓開	道路又は水路が損壊し若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。 ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	特に要請があった場又は指定部隊の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

要請依頼の範囲	活動内容
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについて、所要の措置をとる。

3-4 交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和 35 法律第 105 号）第 4 条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法 第 76 条
公安委員会 警察署長	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第 5 条 又は第 114 条の 3
警察官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第 6 条 又は第 75 条の 3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3
自衛官及び 消防職員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3 第 3 項 及び第 4 項
道路管理者 (市長、建設大臣、 県知事、日本道路公団)	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和 27 年法律 第 180 号）第 46 条

3-5 有明海排出油等防除協議会（総合調整本部参集会員）

平成 25 年 4 月現在

機関名等
九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所・三池港分室 熊本港湾・空港整備事務所
福岡県総務部防災危機管理局防災企画課
佐賀県統括本部消防防災課
長崎県危機管理課
熊本県危機管理防災課
福岡県警察本部地域部地域課
佐賀県警察本部生活安全部地域課
長崎県警察本部生活安全部地域課
熊本県警察本部生活安全部地域課
福岡有明海漁業協同組合連合会
佐賀県有明海漁業協同組合
長崎県漁業協同組合連合会
熊本県漁業協同組合連合会
全農エネルギー(株)有明石油基地
三池港物流株式会社
ジャパンマリンユナイテッド(株)有明事業所
味の素(株)九州事業所
三井化学(株)大牟田工場
関係する市町村
会長から出動要請を受けた会員
三池海上保安部

第 4 連絡先

4-1 災害時の連絡先

◇福岡県

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
総務部 消防防災指導課 災害時優先電話	092-641-4734	092-643-3990	
消防防災指導課	092-641-3111	092-643-3117	
課 長	092-643-3110		
副課長			
消防係	092-643-3111		
防災指導係	092-643-3113		
防災情報係	092-643-3114		
統制室	092-643-3116		
宿直室			
通信機械室			
災害対策本部室	092-643-3986～3989	092-643-3990	
衛星回線無線室			
防災企画課	092-643-3112	092-643-3117	
防災企画係	092-643-3112		
防災情報係	092-643-3114		
原子力安全対策係	092-643-3115		
国民保護係	092-643-3123		
総務部 行政経営企画課	092-643-3027	092-643-3032	
県民情報広報課	092-643-3101	092-632-5331	
企画・地域振興部 市町村支援課	092-643-3072	092-643-3078	
総合政策課	092-643-3156	092-643-3160	
保健医療介護総務課	092-643-3238	092-643-3241	
商工政策課	092-643-3413	092-643-3417	
農林水産政策課	092-643-3468	092-643-3470	
福祉総務課	092-643-3244	092-643-3245	
県土整備総務課	092-643-3636	092-643-3641	
河川課	092-643-3666	092-643-3669	
建築都市総務課	092-651-1111	092-643-3708	
会計管理局会計課	092-643-3772	092-643-3776	
福岡県筑後農林事務所	0942-52-5642	0942-52-5927	
南筑後保健福祉環境事務所	0943-22-6971		
南筑後県土整備事務所	0944-41-5112	0944-41-5120	

◇警察・消防

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
福岡県警察本部 警備課	092-641-4141		
大牟田警察署	0944-43-0110		
大牟田市消防本部	0944-53-3521		

◇国

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
総務省消防庁	03-5253-7527	03-5253-7537	
厚生労働省 社会援護局（保護課）	03-3595-2613 内線 2824	03-3592-5934	

◇自衛隊

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
陸上自衛隊 第4師団 久留米駐屯地	092-591-1020 0942-43-5391	092-501-2730	
海上自衛隊 佐世保地方総監部	0956-23-7110	0956-23-8252	
航空自衛隊 西部方面航空隊 春日基地	092-581-4031 092-581-4031		

◇指定地方行政機関

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
九州管区警察局 福岡県情報通信部	092-641-4141 (6073)	092-641-4141 (6069)	
九州管区警察局 広域調整第2課	092-622-5000		
福岡財務支局	092-411-7281	092-477-2255	
九州厚生局	092-707-1115	092-707-1116	
九州農政局	096-211-9111	096-211-8707	
福岡森林管理署	092-843-2100	092-851-5904	
九州経済産業局	092-482-5405	092-482-5960	
九州産業保安監督部	092-482-5927	092-471-7496	
九州運輸局 (福岡運輸支局)	093-673-1190	092-681-8090	
大阪航空局(福岡空港事務所・空港保安防災課)	092-621-2221 内線 2111	092-621-3063	
第7管区海上保安本部	093-321-2931		
福岡管区气象台	092-725-3600	092-771-2822	
九州総合通信局	096-326-7806	096-356-3523	
福岡労働局	092-411-4861	092-473-0736	
九州地方整備局	092-471-6331 092-414-7301(災害時)	092-476-3457	

◇指定公共機関

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
九州旅客鉄道(株) 福岡本社 広報室	092-474-2541		
西日本電信電話(株) 福岡支店 総務部	092-714-8200		
NTTコミュニケーションズ(株)	03-5202-9909		
NTTドコモ(株)	092-717-5511		
KDDI(株)	03-3347-0077		
日本銀行 福岡支店 北九州支店	092-725-5511 093-541-9113	092-732-1170 093-512-1750	
日本赤十字社 福岡県支部	092-523-1171	092-521-2552	
日本放送協会 北九州放送局	093-591-5018	093-591-5019	
日本通運(株) 福岡支店	092-291-7112		
九州電力(株) 総務部	092-761-3031		
日本郵便(株)	092-713-2411		

◇指定地方公共機関

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
福岡県LPガス協会	092-476-3838	092-476-0220	
福岡県水難救済会	092-631-1416		
(株)西日本新聞社	092-711-5555		大牟田支局 0944-53-3021
(株)朝日新聞西部本社	093-563-1131		大牟田支局 0944-53-2061
(株)毎日新聞西部本社	093-541-3131		久留米支局 0944-53-2015
(株)読売新聞西部本社	092-715-4311		大牟田通信部 0944-53-5551
(社)共同通信社福岡支社	092-781-4241		
熊本日日新聞社福岡支社	092-771-7374		
日刊工業新聞西部本社	092-271-5711		
有明新報社	0944-52-1212		
日刊大牟田新聞社	0944-51-5994		
RKB 毎日放送(株)	092-852-6607	092-852-6663	
(株)テレビ西日本	092-852-5516	092-852-5616	
九州朝日放送(株)	092-752-5155	092-751-4574	
(株)福岡放送	092-532-1420		
(株)エフエム福岡	092-533-0807	092-533-0801	
(株)TVQ九州放送	092-262-0077	092-272-5906	
(株)CROSSFM	093-551-0770	093-533-3532	
ラブエフエム国際放送(株)	092-715-7610		

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
福岡県医師会	092-431-4564	092-411-6858	
福岡県歯科医師会	092-771-3531	092-771-2988	
福岡県トラック協会	092-451-7878	092-472-6439	

◇公共的団体・防災上重要な施設の管理者

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
大牟田医師会	0944-53-2673	0944-51-1313	
大牟田歯科医師会	0944-55-2211	0944-54-3171	
大牟田薬剤師会	0944-52-2316	0944-51-2260	
大牟田市社会福祉協議会	0944-57-2519	0944-57-2528	総合福祉センター内
大牟田郵便局	0944-53-1068		旧本局
三池郵便局	0944-52-3875		旧本局
大牟田商工会議所	0944-55-1111	0944-55-1114	

第 5 国、県等の例規等

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

大牟田市	府県予報区		福岡県	
	一次細分区分		筑後地方	
	市町村等をまとめた地域		筑後南部	
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
	波浪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
	高潮		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平地：1時間雨量 70 mm 平地以外：1時間雨量 80mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	132
	洪水		雨量基準	平地：1時間雨量 70 mm 平地以外：1時間雨量 80mm
			流域雨量指数基準	諏訪川流域=14
			複合基準	平地：1時間雨量 50mm かつ 流域雨量指数 諏訪川流域=5
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ 20 cm
			山地	24時間降雪の深さ 50 cm
	波浪	有義波高	2.5m	
高潮	潮位	T. P. 3. 5m		
注意報	大雨	雨量基準	平地：1時間雨量 40 mm 平地以外：1時間雨量 50mm	
		土壌雨量指数基準	105	
	洪水	雨量基準	平地：1時間雨量 40 mm 平地以外：1時間雨量 50mm	
		流域雨量指数基準	諏訪川流域=11	
		複合基準	平地：1時間雨量 30mm かつ 流域雨量指数 諏訪川流域=5	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ 5 cm
			山地	24時間降雪の深さ 10 cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	T. P. 3. 2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%			
なだれ	積雪の深さ 100 cm 以上で、次のいずれか			
	1 気温 3℃以上の好天			
	2 低気圧等による降雨			
低温	3 降雪の深さ 30 cm 以上			
	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合			
霜	冬期：沿岸部で最低気温が -4℃以下または内陸部 -7℃以下			
	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2℃～2℃、湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

出典：気象庁

5-2 気象庁震度階級解説関連表

平成 21 年 3 月 31 日改定

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたり、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁

5-3 火災・災害等即報要領

			昭和59年10月15日
			消防災第267号消防庁長官
改正	平成6年12月	消防災第279号	
	平成7年4月	消防災第83号	
	平成8年4月	消防災第59号	
	平成9年3月	消防情第51号	
	平成12年11月	消防災第98号	
		消防情第125号	
	平成15年3月	消防災第78号	
		消防情第56号	
	平成16年9月	消防震第66号	
	平成20年9月	消防応第166号	
	平成24年5月	消防応第111号	

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略すること。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情

報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (5) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む。）
- 4) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(例示)

1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

1) 死者5人以上の救急事故

2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3) 要救助者が5人以上の救助事故

4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む)

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故

- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 一般基準
 - 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (2) 個別基準
 - ア 地震
地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
 - イ 津波
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ウ 風水害
 - 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - エ 雪害
 - 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
 - オ 火山災害
 - 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
 - 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む)。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない)。

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レ

アウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故即報>

3 第3号様式（救急・救助事故）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未

だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること

(1) 災害の概況

ア 発生の場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- 2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)
- (1) 各被害欄
- 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
- なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
- (2) 災害対策本部等の設置状況
- 当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (3) 災害救助法適用市町村名
- 市町村毎に、適用日時を記入すること。
- (4) 備考欄
- 備考欄には次の事項を記入すること。
- ア 災害の発生場所
災害を生じた市町村名又は地域名
 - イ 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間
 - ウ 災害の種類、概況
台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等
 - エ 応急対策の状況
市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。
なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。
(例)
 - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況

以下、各号の様式は省略

5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日
改正 平成 6年 4月 1日
平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災安全課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内

に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事(又は災害対策本部長)に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事(対策本部長)又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

(報告の順序)

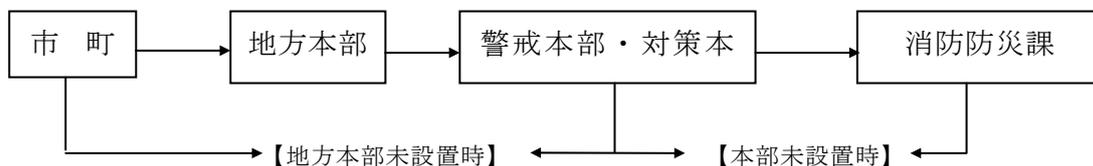
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

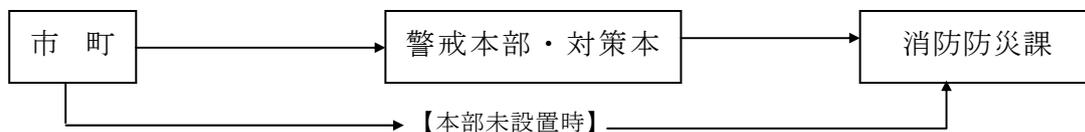
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式第1号・様式第2号の1)



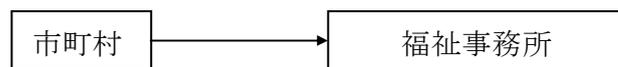
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)

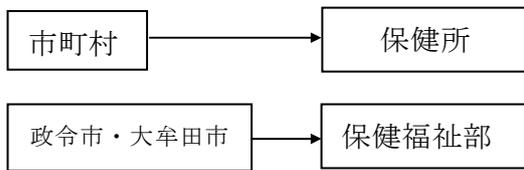


(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



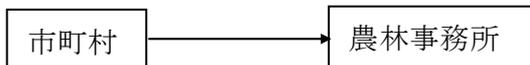
- (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の3、様式第3号の1)



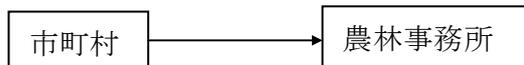
- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の4、様式第3号の2)



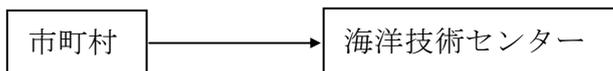
- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10)



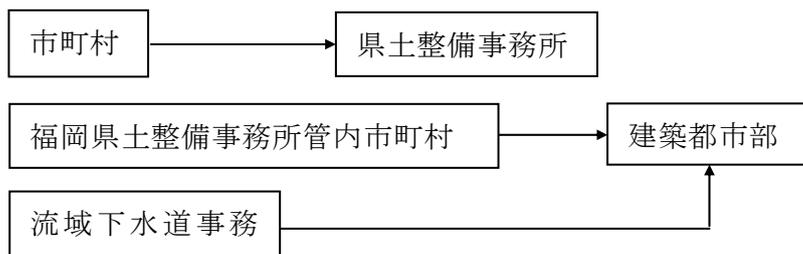
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



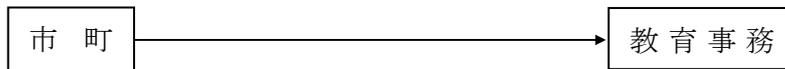
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号14、15、様式第3号の17)

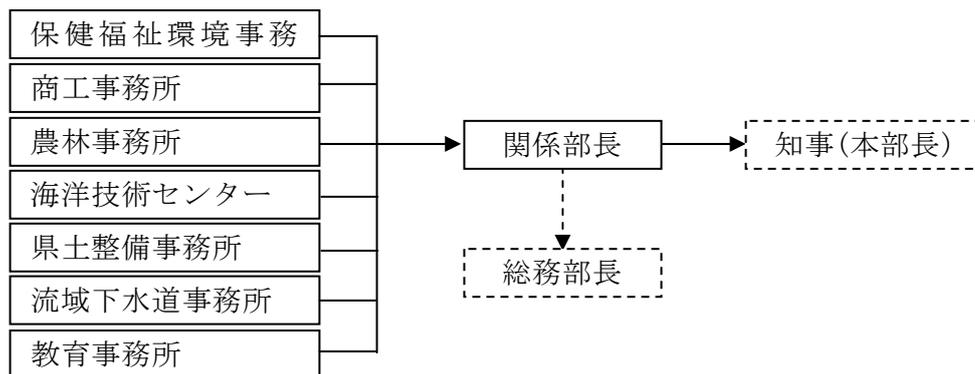


(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災安全課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

以下、様式は省略

5-5 被害の判定基準

(その1) (福岡県地域防災計画より抜すい: 福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		被害程度の判定基準	備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により、一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	

(その2) (福岡県地域防災計画より抜すい:福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分	被害程度の判定基準	備考
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川	河川法〈昭和39年法律第167号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
港湾	港湾法〈昭和25年法律第218号〉第2条第5号に規定する水域施設・外かく施設・けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
その他 被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
電話	災害により、通信不能となった電話の回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	住居の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
り災者	り災者世帯の構成員とする。	

(その3) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分	被害程度の判定基準	備考
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・道路・港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎・児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。	
被害金額	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。	
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

5-6 福岡県災害救助法施行細則

昭和四十年八月三十一日
福岡県規則第四十四号

福岡県災害救助法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則(昭和三十五年福岡県規則第二百十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

(平一三規則三三)

(救助実施区域の告示)

第三条 知事は、法第二条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

(平一三規則三三・一部改正)

(市町村長の緊急処置)

第四条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第三十条第二項の規定に基づき救助に着手することができる。

(平一三規則三三・一部改正)

(救助の組織)

第四条の二 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部(以下「部」という。)を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表第一の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表第一の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(昭四七規則五五・追加、平一〇規則一九・平二〇規則三八・一部改正)

(救助の程度、方法及び期間)

第五条 政令第九条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第二のとおりとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(昭四六規則七一・昭四七規則五五・昭四八規則六四・平一三規則三三・一部改正)

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第六条 省令第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第三号から様式第三号の四まで)

二 公用変更令書(様式第四号)

三 公用取消令書(様式第五号)

2 知事は、前項第一号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第六号)に、これを登録するものとする。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、

その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第七条 削除

(平一三規則三三)

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第八条 省令第二条第三項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第七号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(平一三規則三三・平一九規則二一・一部改正)

(損失補償請求書)

第九条 省令第三条の規定により、損失補償請求書(様式第八号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第六条第二項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(平一三規則三三・一部改正)

(従事命令の場合の公用令書等)

第十条 省令第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第九号)

二 公用取消令書(様式第十号)

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第十一号)に、これを登録するものとする。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第十一条 法第二十五条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第十二号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第十三号)に、これを登録するものとする。

第十二条 削除

(平一三規則三三)

(従事命令に従事できない場合の届出)

第十三条 省令第四条第二項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(平一三規則三三・一部改正)

(実費弁償の程度)

第十四条 政令第十一条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第三のとおりとする。

(昭四六規則七一・昭四七規則五五・一部改正)

(実費弁償請求書の様式)

第十五条 省令第五条に規定する実費弁償請求書は、様式第十四号による。

(立入検査証)

第十六条 法第二十七条第四項の規定により、当該職員が立入検査にあつて、携帯する証票は様式第十五号による。

(昭五〇規則五九・平一九規則二一・一部改正)

第十七条 削除

(平一三規則三三)

(扶助金支給申請書の様式等)

第十八条 省令第六条第一項の規定による扶助金支給申請書は様式第十八号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 前条第三項の規定は、省令第六条第二項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(平一三規則三三・一部改正)

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第十九条 知事は、法第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第十九号により政令第二十三条第一項の規定による通知を行うものとする。

(平一三規則三三・全改)

(繰替支弁)

第二十条 法第四十四条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(平一三規則三三・一部改正)

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第二十一条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後六十日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

一 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第二十一号及び第二十一号の二)

二 救助業務に要した経費算出内訳(様式第二十二号)

三 決定報告による被害状況調(様式第二十四号)

四 災害救助費繰替支弁状況調(様式第二十五号)

五 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第二十六号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第二十七号)に前項第二号から五号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(昭四七規則七九・昭五〇規則五九・平一三規則三三・一部改正)

第二十二条及び第二十三条 削除

(平一三規則三三)

(災害救助基金台帳)

第二十四条 法第三十七条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第四十三号及び様式第四十四号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(昭四三規則七・追加、昭四五規則六七・旧第二十四条繰上、昭四七規則七九・旧第二十三条繰下・一部改正、昭五〇規則五九・一部改正)

(補則)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(昭四五規則六七・追加、昭四七規則七九・旧第二十四条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

(災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度(昭和二十九年四月福岡県告示第三百一号)

二 災害救助金の支給基礎額(昭和三十年七月福岡県告示第六百二十一号)

附 則(昭和四一年規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和四二年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和四三年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則(昭和四三年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。ただし、別表一応急仮設住宅の供与の項(3)の改正規定は、昭和四十三年四月一日から同年七月二十二日までの間に設置された応急仮設住宅については、なお従前の例による。

附 則(昭和四四年規則第五二号)

(この間の附則は省略)

附 則(平成二四年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

以下、別表第一、様式は省略

5-7 災害救助法による救助内容

別表第二(第五条)(その1) 福岡県災害救助法施行細則 平24規則28・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
一	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(基本額)</p> <p>避難所設置費 一人一日当たり 三〇〇円</p> <p style="text-align: center;">(加算額)</p> <p>冬期(十月～三月)の燃料費 別に定める額</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。</p>
二	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二九・七平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、二、四〇一、〇〇〇円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)の規定にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から二〇日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項による期限内(最高二年以内)とする。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間																								
三	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与</p> <p>ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり一、〇一〇円以内とする。</p> <p>エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に三日分以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。</p>																								
四	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="279 1780 1364 2027"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> <th>六人以上一人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>四月～九月</td> <td>円 一七、二〇〇</td> <td>円 二二、二〇〇</td> <td>円 三二、七〇〇</td> <td>円 三九、二〇〇</td> <td>円 四九、七〇〇</td> <td>円 七、三〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>十月～三月</td> <td>円 二八、五〇〇</td> <td>円 三六、九〇〇</td> <td>円 五一、四〇〇</td> <td>円 六〇、二〇〇</td> <td>円 七五、七〇〇</td> <td>円 一〇、四〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額	夏季	四月～九月	円 一七、二〇〇	円 二二、二〇〇	円 三二、七〇〇	円 三九、二〇〇	円 四九、七〇〇	円 七、三〇〇	冬季	十月～三月	円 二八、五〇〇	円 三六、九〇〇	円 五一、四〇〇	円 六〇、二〇〇	円 七五、七〇〇	円 一〇、四〇〇
季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額																			
夏季	四月～九月	円 一七、二〇〇	円 二二、二〇〇	円 三二、七〇〇	円 三九、二〇〇	円 四九、七〇〇	円 七、三〇〇																			
冬季	十月～三月	円 二八、五〇〇	円 三六、九〇〇	円 五一、四〇〇	円 六〇、二〇〇	円 七五、七〇〇	円 一〇、四〇〇																			

別表第二(第五条)(その3) 福岡県災害救助法施行細則 平24規則28・一部改正

救助の種類		救助の程度、方法及び期間					
		イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯					
季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	四月～九月	円 五、六〇〇	円 七、六〇〇	円 一、四〇〇	円 一三、八〇〇	円 一七、四〇〇	円 二、四〇〇
冬季	十月～三月	円 九、一〇〇	円 一、〇〇〇	円 一六、八〇〇	円 一九、九〇〇	円 二五、三〇〇	円 三、三〇〇
		(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。					
五	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>(ア) 診療 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術 (エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助 (イ) 分べん前及び分べん後の処置 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の二割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。</p>					

別表第二(第五条) (その4) 福岡県災害救助法施行細則 平 24 規則 28・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
六	災害にかかった者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とする。</p>
七	災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五二〇、〇〇〇円以内とする。</p> <p>(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。</p>
八	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 一件当たり 三〇、〇〇〇円</p> <p>イ 就職支度費 一件当たり 一五、〇〇〇円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 二年以内</p> <p>イ 利子 無利子</p> <p>ウ 保証人 貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者一人以上</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
九	学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第一百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 一人当たり 四、一〇〇円 中学校生徒 一人当たり 四、四〇〇円 高等学校等生徒 一人当たり 四、八〇〇円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一箇月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。</p>
十	埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>ア 棺(付属品を含む。) イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人一九九、〇〇〇円、小人一五九、二〇〇円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。</p>
十一	死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。</p>

別表第二(第五条) (その6) 福岡県災害救助法施行細則 平 24 規則 28・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
十二	死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 <p>(3) 検案は、原則として救護班によつて行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三、三〇〇円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり五、〇〇〇円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。</p>
十三	災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	<p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり一三三、九〇〇円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。</p>
十四	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 応急救助のため輸送費及び人夫賃として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者の避難 イ 医療及び助産 ウ 災害にかかった者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 <p>(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

別表第三（第一四条） 福岡県災害救助法施行細則 平 16 規則 42・一部改正

	法第二十四条第五項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
一	政令第十条第一号から第四号までに掲げる者	<p>(1) 日当 ア 医師及び歯科医師 一人一日当たり 一七、四〇〇円 イ 薬剤師 一人一日当たり 一一、九〇〇円 ウ 保健師、助産師及び看護師 一人一日当たり 一一、四〇〇円 エ 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり 一七、二〇〇円 オ 大工、左官及びとび職 一人一日当たり 二〇、七〇〇円</p> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第二条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費 ア 医師及び歯科医師にあつては、福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和三十二年福岡県規則第六十四号。以下「規則」という。)に定める三等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。 イ 薬剤師、保健師、助産師及び看護師にあつては、規則に定める五等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。 ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあつては、規則に定める四等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p>
二	政令第十条第五号から第十号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

5-8 被害概況報告書記載要領

- この報告書は、災害発生初期段階で、市町村から県本部の報告を円滑に行うために設けたものであり、消防庁への火災・災害等即報要領とは様式が異なるため、注意すること。
- 地方本部は県本部総括班が指定した市町村についてのみ、被害状況報告書の中継事務を行う。

被害概況報告書										
建制番号		市町村名		報告者名		報告日時				
1		建制番号の記入をお願いします。		入来		8月31日18時00分現在				
地方本部名				発生時刻		報告日時				
八幡農林				地方本部名も記入してください。		月 日 時 分現在				
区分		被害数 (報告時点で判明している概数で可。)				特記事項 (※の項目については、発生地区名、発生日時等を記載すること。)				
人的被害	死者 ※	人	1		〇〇地区、〇〇時〇〇分発生、男性、〇〇才					
	行方不明 ※	人								
	負傷者	重傷 ※	人	1		〇〇地区、〇〇時〇〇分発生、骨折全治2ヶ月				
		軽傷	人	1						
住家被害	全壊 ※	棟	2		〇〇地区1件、〇〇地区1件					
	半壊 ※	棟	8		〇〇地区4件、〇〇地区3件、〇〇地区1件					
	一部破損	棟	6							
	床上浸水 ※	棟	90		〇〇地区40件、〇〇地区30件、〇〇地区10件					
	床下浸水	棟	50							
非住家	公共建物	棟	1							
	その他	棟								
道路	損壊	箇所								
	埋没	箇所								
	冠水	箇所								
橋りょう	流失	箇所								
	損壊	箇所	1							
河川	溢水 ※	箇所								
	決壊 ※	箇所								
	施設・設備損壊	箇所								
土砂災害 ※	内水氾濫 ※	箇所								
	がけ崩れ ※	箇所	10		〇〇地区5箇所、〇〇地区3箇所、〇〇地区2箇所					
	土石流 ※	箇所								
	地すべり ※	箇所								
断水		戸								
避難指し示				有(発令中・解除済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載				
避難勧告				有(発令中・解除済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載				
自主避難				有(発令中・解除済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載				
体制 (時系列に履歴を残す)	体制*(いずれかに○)		設置・移行・廃止日時		配備規模		市町村長 (いずれかに○)			
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月	日	時	分	第	配備	人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月	日	時	分	第	配備	人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月	日	時	分	第	配備	人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月	日	時	分	第	配備	人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月	日	時	分	第	配備	人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月	日	時	分	第	配備	人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月	日	時	分	第	配備	人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月	日	時	分	第	配備	人	登庁・待機・出張・連絡不能

*体制…災害警戒本部(災害対策本部に準じて複数部門にまたがる体制をとる場合)、その他(防災主管課のみの体制をとる場合)

- 各項目の記載要領は次のとおり。(不明な場合の問合せ先：県本部総括班)

- 1 市町村の建制番号、市町村名、報告者名・報告日時
 - ・ 市町村の地方本部又は県本部に対する報告者・報告日時
- 2 地方本部の報告者名・報告日時
 - ・ 地方本部の県本部に対する報告者・報告日時
- 3 被害数
 - ・ 市町村が報告時点で把握している概数（確定値が出ていない時でも、速報値で記入する）。
- 4 特記事項
 - ・ ※の項目については、発生地区名、発生日時等を記入すること。
 - ・ その他の項目についても、発生地区名、発生日時等を適宜記入すること。
 - ・ 詳細不明、詳細調査中の場合は、その旨記載すること。
- 5 各項目の記載要領
 - (1) 人的被害
 - ① 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
 - ② 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
 - ③ 「負傷者（重症）」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
 - ④ 「負傷者（軽症）」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

※ 死者、行方不明者又は重症者が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。
 - (2) 住家被害
 - ① 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。
 - ② 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。
 - ・ 住家全部が倒壊、流失、埋没したもの
 - ・ 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のとおり。
 - － 住家の損壊又は流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの
 - － 住家の主要な構成要素の経済的被害額の住家の経済価値に占める割合（以下「損害割合」という。）が50%以上に達した程度のもの
 - ③ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には次のとおり。
 - ・ 住家の損壊・流出部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
 - ・ 住家の主要な構成要素の損害割合が、20%以上50%未満のもの
 - ④ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
 - ⑤ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
 - ⑥ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの

※ 全壊、半壊又は床上浸水が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。
 - ⑦ 全壊、半壊、一部破損に計上した家屋については、床上浸水、床下浸水と二重に計上しないこと。計上する優先順位は、①全壊、②半壊、③床上浸水、④一部破損、⑤床下浸水の順とすること。
- (3) 非住家被害

- ① 「非住家」とは、住家以外の建物。これらの施設に人が居住しているときは、当該居住部分は住家とする。
- ② 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- ③ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- ※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
- (4) 道路
 - ① 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
 - ② 「損壊」とは、路盤又は路肩が損壊・陥没・流出したものとする。
 - ③ 「埋没」とは、路盤・路肩は損壊等していないが、土砂崩れ、土石流等によって埋没しているものとする。
 - ④ 「冠水」とは、路盤・路肩は損壊等していないが、河川溢水、堤防決壊、内水氾濫等によって冠水しているものとする。
 - ※ 最終的には②、③、④を合算して消防庁等に報告する必要がある、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。
- (5) 橋りょう
 - ① 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。
 - ② 「流失」とは、河川増水等により、橋りょうの全部又は一部が失われたものとする。
 - ③ 「損壊」とは、流失はしていないが、その主要な構成要素の一部が損壊し、修復を要するものとする。
 - ※ 最終的には②、③を合算して消防庁等に報告する必要がある、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。
- (6) 河川
 - ① 「河川」とは、河川法が適用又は準用される河川、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
 - ② 「溢水」とは、河川増水等により、河川水が堤防等を越えて流域に溢れ出すこととする。
 - ③ 「決壊」とは、河川増水等により、堤防等の河川関連施設の破壊を伴って河川水が流域に溢れ出すこととする。
 - ④ 「施設・設備損壊」とは、河川増水等による溢水はないが、堤防等の河川関連施設又は揚水等のための機械設備の全部又は一部が損壊し、修復を要するものとする。
 - ⑤ 「内水氾濫」とは、河川からの溢水はないが、大量の降雨等によって内水が都市下水路、道路側溝等から溢れ出すこととする。
 - ※ 最終的には②、③、④、⑤を合算して消防庁等に報告する必要がある、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。
 - ※ 溢水、決壊又は内水氾濫が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。
- (7) 土砂災害
 - ① 「がけ崩れ」とは、大量の降雨によって地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、人工的な急斜面・切り土斜面又は自然斜面が突然崩れ落ちることとする。
 - ② 「土石流」とは、大量の降雨による水と一緒に、谷・斜面にたい積した不安定土砂・岩石が一気に流れ出すこととする。破壊力が大きく、流速も早いため大きな被害をもたらす。

- ③ 「地すべり」とは、比較的緩やかな斜面において、大量の降雨で地面にしみこんだ水分によって粘土層などの滑りやすい面がゆっくりと動き出すこととする。一度に広範囲で発生するため、住宅、道路、鉄道等に大きな被害をもたらす。
- ※ 最終的には②、③を合算して消防庁等に報告する必要があるため、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。
- ※ がけ崩れ、土石流又は地すべりが発生した場合には、その地区名、日時等の特記事項欄に記載すること。
- (8) 断水
- ① 上水道の供給が一時的に停止した延べ戸数を記載すること。
- (9) 避難指示（災害対策基本法第60条第1項）
- ① 指示対象世帯・人数…避難指示を出した区域の世帯数・人数の概数を記載する。
- ② 避難世帯・人数…指示に従って、実際に避難した世帯数・人数の概数を記載する。
- ③ 指示発令…避難指示を出した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最初に指示した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ④ 指示解除…避難指示を解除した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最後に解除した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ⑤ 避難指示を出した地区名を特記事項欄に記載すること。
- (10) 避難勧告（災害対策基本法第60条第1項）
- ① 勧告対象世帯・人数…避難勧告を出した区域の世帯数・人数の概数を記載する。
- ② 避難世帯・人数…勧告に従って、実際に避難した世帯数・人数の概数を記載する。
- ③ 勧告発令…避難勧告を出した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最初に勧告した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ④ 勧告解除…避難勧告を解除した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最後に解除した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ⑤ 避難勧告を出した地区名を特記事項欄に記載すること。
- (11) 自主避難
- ① 自主避難…市町村長が、未だ災害対策基本法に基づく避難指示又は避難勧告を出していない時点で、自主的に市町村長が開設した避難所、知人宅等に避難すること。
- ② 避難世帯・人数…自主避難した世帯数・人数の概数を記載する。
- ③ 避難開始…最初に自主避難した世帯の避難月日・時刻を記載する。
- ④ 帰宅完了…自主避難した全ての世帯の帰宅が完了した月日・時刻を記載すること。
- (12) 災害対策本部（災害対策基本法第23条第1項）
- ① 災害対策本部…災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、市町村長が設置するもの
- ② 設置…設置した月日・時刻を記載する。
- ③ 廃止…廃止した月日・時刻を記載する。
- ④ 特記事項欄に、配備の規模（第1配備、第2配備等）、配備人数を記載すること。
- ⑤ 災害対策本部を設置した場合には、市町村長は入院、遠方への出張等で登庁できない場合を除き、市町村庁舎に登庁することが通例であるため、報告時点での市町村長の所在について、登庁、自宅待機、遠方への出張中、連絡不能の別により○印を付すること。その他の自由がある場合には、適宜記載すること。
- (13) 災害警戒本部
- ① 災害警戒本部…災害対策本部を設置するまでには至らない場合で、市町村の内部規定に基づき市町村長が設置するもの
- ② 設置…設置した月日・時刻を記載する。
- ③ 廃止…廃止した月日・時刻を記載する。
- ④ 特記事項欄に、配備の規模（第1配備、第2配備等）、配備人数を記載すること。
- ⑤ 災害警戒本部の段階では、市町村長の所在について記載する必要はない。

5-9 緊急速報メールの代行配信

公印省略

24防企第 73号
平成24年 4月17日

各市町村防災担当課長 様

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課長
(防災情報係)

緊急速報メールの運用について（通知）

このことについて、当課において下記のとおり緊急速報メールの運用を開始しましたので、お知らせします。今後はこれを利用して、災害等において市町村の住民への情報伝達手段が機能しない場合に、県が代行して情報伝達を行うことが可能となります。

つきましては、市町村において福岡県へ緊急速報メールの使用を依頼する場合の手続き等を取り決めましたので、併せてお知らせします

記

1. 運用開始日程

- ・(株)NTTドコモ 4月17日～
- ・KDDI(株) 運用開始済
- ・ソフトバンクモバイル(株) 運用開始済

2. 依頼できる条件

市町村の住民への情報伝達手段が、災害などの緊急時に機能しない状況であること

3. 依頼様式

様式1のとおり

4. 送信可能な情報の内容

別紙のとおり

問い合わせ先

防災情報係 濱部

防災TEL 78-700-2086 防災FAX 1-78-700-7390

NTT-TEL 092-643-3114 NTT-FAX 092-643-3117

e-mail hamabe-t2909@pref.fukuoka.lg.jp

(別紙)

送信可能な情報の内容は、各社の利用規約によって決められ、以下の内容に限られている。

- ① 避難準備情報
- ② 避難勧告
- ③ 避難指示
- ④ 警戒区域情報
- ⑤ 津波注意報
- ⑥ 津波警報
- ⑦ 大津波警報
- ⑧ 噴火警報（レベル3未満の火口周辺警報を除く）
- ⑨ 指定河川洪水警報（はん濫注意情報を除く）
- ⑩ 土砂災害警戒情報
- ⑪ 東海地震予知情報
- ⑫ 弾道ミサイル情報（国民保護にかかわる警報）
- ⑬ 航空攻撃情報（国民保護にかかわる警報）
- ⑭ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報（国民保護にかかわる警報）
- ⑮ 大規模テロ情報（国民保護にかかわる警報）

第6 市の例規、基準等

6-1 大牟田市防災会議条例

昭和39年 4月 1日 条例第26号
改正

昭和39年 11月 10日 条例第36号
平成12年 3月 31日 条例第37号
平成13年 3月 31日 条例第39号
平成24年 12月 28日 条例第12号

大牟田市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、大牟田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大牟田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市議会議員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 大牟田市教育委員会教育長
 - (7) 大牟田市消防団長
 - (8) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ5人以内、1人、1人、5人以内、15人以内、10人以内及び5人以内とする。
- 7 第5項第4号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(幹事)

第5条 防災会議に幹事35人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、都市整備部において処理する。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和39年11月10日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月31日条例第39号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市防災会議条例第3条第5項第4号及び第7号の規定に基づいて指名され、及び任命された委員については、改正後の大牟田市防災会議条例第3条第5項第5号及び第8号の規定により指名され、及び任命された委員とみなす。

付 則 (平成24年12月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

6-2 大牟田市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市防災会議条例（昭和39年条例第26号）の規定に基づき、大牟田市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事をつかさどる。

3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第3条 幹事は、その職務を行うため、当該事務に関係する機関の幹事で幹事会を開くことができる。

(専決処分)

第4条 防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき次の事項について専決処分することができる。

(1) 大牟田市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(4) 災害対策本部の設置について、市長に意見を具申すること。

(5) その他災害に関する必要な事項。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、都市整備部防災対策室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和39年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和50年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

6-3 大牟田市災害対策本部条例

昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 27 号
改正

平成 24 年 12 月 28 日 条例第 13 号

大牟田市災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大牟田市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の令を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 12 月 28 日 条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

6-4 大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年 8月17日 条例第18号
改正

昭和50年 8月 1日 条例第 7号
昭和51年12月27日 条例第23号
昭和53年 7月17日 条例第21号
昭和56年 7月27日 条例第 9号
昭和57年10月19日 条例第32号
昭和62年 3月25日 条例第22号
平成 3年10月15日 条例第17号

大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、大牟田市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 世帯主の負傷(療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷をいう。以下同じ。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害(被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第

1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。
(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日以後に生じた災害から適用する。

付 則 (昭和 50 年 8 月 1 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日以後に生じた災害から適用する。

付 則 (昭和 51 年 12 月 27 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和 53 年 7 月 17 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和 56 年 7 月 27 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和 57 年 10 月 19 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条から第 11 条までの規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷しまたは疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則 (昭和 62 年 3 月 25 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (平成 3 年 10 月 15 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷しまたは疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

6-5 大牟田市災害見舞金等支給要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内の災害発生に際して、当該災害による被災者に対し、災害見舞金または弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給する場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 災害見舞金等は、市内において暴風、豪雨、地震、洪水その他異常な自然現象または火災による災害が生じた場合に、その災害による被災者のうち、次の各号に該当する者に支給する。

(1) 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法または外国人登録法により、本市に登録している者

(2) 現に居住している建物が被害を受けた者

(支給の制限)

第3条 災害見舞金等は、災害が居住者および死亡者の故意または重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年8月17日条例第18号)第3条に規定する災害弔慰金または同条例第9条に規定する災害障害見舞金を支給した者については、この要綱に定める死亡者、行方不明者または重傷者に対する災害見舞金は支給しないものとする。

(災害見舞金等の金額)

第5条 災害見舞金等の支給額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼、流失または埋没したとき

1世帯あたり30,000円(住民登録していない市民は、15,000円)

1人あたり5,000円(住民登録していない市民は、3,000円)

(2) 半壊、半焼またはそれに準ずる被害を受けたとき

1世帯あたり20,000円(住民登録していない市民は、10,000円)

1人あたり2,000円(住民登録していない市民は、1,000円)

(3) 床上浸水

1世帯当たり5,000円(住民登録していない市民は、3,000円)

(4) 死亡者または行方不明者

1人につき100,000円(住民登録していない市民は、20,000円)

(5) 重傷者

1人につき30,000円(住民登録していない市民は、5,000円)

(支給の方法)

第6条 前条第1号から第3号までおよび第5号に規定する災害見舞金等は、被災世帯主または被災者に、同条第4号に規定する災害見舞金等は、遺族に支給するものとする。

(遺族の範囲等)

第7条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹で、死亡当時同一生計を営んでいた者

(3) 前号に掲げる者のほか死亡当時同一の生計を営んでいた親族

2 前号各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

3 第1項に掲げる者が、災害見舞金等を受ける順位は、同項各号の順序により、第2号に掲げる者については、同号に掲げる順序によるものとする。

(申請および支給の手続)

第8条 災害見舞金等の給付を受けようとする者は、当該災害を受けた日から1月以内に申請書を提出しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定める者のほか必要な事項は、市町が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

2 大牟田市小規模災害見舞金等支給要綱(昭和48年5月20日施行)は廃止する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

6-6 大牟田市消防団の組織等に関する規則

平成 24 年 3 月 30 日規則第 39 号

大牟田市消防団の組織等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項並びに大牟田市消防団設置条例（昭和 39 年条例第 24 号）第 2 条の規定に基づき、大牟田市消防団（以下「消防団」という。）の組織及び消防団員の階級に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 消防団に本部及び分団を置く。

2 分団に部及び班を置く。

3 分団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(階級)

第 3 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(本部)

第 4 条 本部に団長及び副団長を置く。

2 団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、団長の定める順序に従いその職務を代理する。

(分団)

第 5 条 分団に分団長及び副分団長を、部に部長を、班に班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受け、所属の消防団員を指揮監督する。

5 団員は、上司の命を受け、その職務を遂行する。

付 則

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 大牟田市消防団規則（昭和 28 年告示第 45 号）は、廃止する。

別表（第 2 条関係）

名 称	区 域
平 原 分 団	平原小学校区
白 川 分 団	白川小学校区
明 治 分 団	明治小学校区
中 友 分 団	中友小学校区
笹 林 分 団	大牟田小学校区
上 官 分 団	上官小学校区
大 正 分 団	大正小学校区
天 領 分 団	天領小学校区
み な と 分 団	みなと小学校区
吉 野 分 団	吉野小学校区
手 鎌 分 団	手鎌小学校区
倉 永 分 団	倉永小学校区
上 内 分 団	上内小学校区
銀 水 分 団	銀水小学校区
羽 山 台 分 団	羽山台小学校区
三 池 分 団	三池小学校区
高 取 分 団	高取小学校区
駛 馬 北 分 団	駛馬北、天道の各小学校区及び笹原小学校区の一部
駛 馬 南 分 団	駛馬南小学校区及び笹原小学校区の一部
玉 川 分 団	玉川小学校区及び笹原小学校区の一部
女 性 分 団	市内全域

6-7 市税等の減免等の種類

種 類	内 容	所管課
市民税の減免 (個人の県民税を含む)	災害により、死亡、障害者、生活扶助を受けることとなった場合、また、所得金額が1,000万円以下の方で、り災証明書により住居・家財が3割以上の被害を受けた方は、市民税の減免が受けられます。(被害の程度と前年の合計所得額によって減免割合が違います) 減免申請書(住居・家財の場合、り災証明書添付)が必要です。	税務課
固定資産税の減免 (都市計画税を含む)	り災証明書で被害の程度が2割以上と判定された固定資産(土地・家屋・償却)は、固定資産税の減免が受けられます。(被害の程度によって減免割合が違います) 減免申請書にり災証明書を添えての申請が必要です。	税務課
国民健康保険税の減免	災害により、生活が著しく困難となり、年度内に回復の見込みがない場合、国民健康保険税の減免が受けられます。 減免申請書(り災証明書添付)の提出が必要です。	保険年金課
国民健康保険一部負担金の減免	災害により、世帯主が死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた場合に、医療機関等において一部負担金の支払が困難なときは、一部負担金の減免が受けられます。(資産の損害の程度や保険金などの補填がある場合は減免割合が違います) 減免申請書(り災証明書及び一部負担金の所要見込証明書添付)の提出が必要です。	保険年金課
国民年金保険料の免除の受付	震災、風水害、火災等の災害により被害金額が財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に保険料を免除が受けられます。(保険金または損害賠償金等により補填された金額を除く) 審査、決定については日本年金機構が行います。 被災状況届(り災証明書添付)の提出が必要です。	保険年金課
後期高齢者医療制度 保険料の減免の受付	災害により生活が著しく困難となり、保険料の納付が困難になった場合、保険料の減免が受けられます。(損害の程度及び損害保険よりの補填の有無によって減免割合が違います) 減免申請書(り災証明書添付)の提出が必要です。	保険年金課
後期高齢者医療制度 一部負担金の減免の受付	災害により生活が困難となり、医療機関等において一部負担金を支払うことが困難であると認められるときは、一部負担金の減額・免除・徴収猶予を受けることができます。(損害の程度及び損害保険よりの補填の有無などによって減免割合が違います) 減免・徴収猶予申請書(り災証明書、市民税の災害減免を証明するものなどの添付)の提出が必要です。	保険年金課
市税の徴収猶予	震災、風水害、火災等の災害により、財産に被害を受け、一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、申請に基づき、1年以内において徴収猶予を受けることができます。 徴収猶予申請書(り災証明書添付)の提出が必要です。	納税課

種 類	内 容	所管課
保育所保育料の減免	市の全地域又は相当地域にわたる災害等により、児童の扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じ、保育料を負担することが困難であると認める場合その他特別の理由があると認める場合は、保育所保育料を減免することができます。	児童家庭課
大牟田市母子生活支援施設負担金の減免	市長は、負担金の額の決定後において、災害等により施設に入所した者又はその扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じ、負担金を負担することが困難であると認める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該負担金を減免することができます。	児童家庭課
大牟田市助産施設負担金の減免	市長は、負担金の額の決定後において、災害等により施設に入所した者又はその扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じ、負担金を負担することが困難であると認める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該負担金を減免することができます。	児童家庭課
児童扶養手当、特別児童扶養手当の所得制限の特例	災害により、住宅・家財等ごとに被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた方は、その損害を受けた月から翌年の 7 月までに支給される児童扶養手当・特別児童扶養手当については、所得による手当額の支給制限を受けません。ただし、翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であると分かった時は、特例で支給された手当を返還していただきます。	児童家庭課 (児童扶養) 福祉課(特別 児童扶養)
介護保険料の減免	第 1 号被保険者又はその世帯の生計中心者が、災害により住宅等について著しい損害を受けた場合は、その損害の程度と前年の合計所得金額により介護保険料を減免します。り災証明書を添付しての申請が必要です。（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額は、損害額から除きます。）	長寿社会推進課
市営住宅の減免	市内の住宅にお住まいの方で、災害等により被害を受け、その住宅に引き続き住むことができず住宅に困窮している被災者に、一時的な避難場所として市営住宅を提供します。一時使用できる期間は 1 ヶ月ですが、やむを得ない事情があると認められる場合は、最長 3 ヶ月を限度として延長することができます。なお、提供するに当たり、家賃、敷金は減免します。	建築住宅課

第7 応援協定等

7-1 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

7-2 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1. 目的

この要領は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

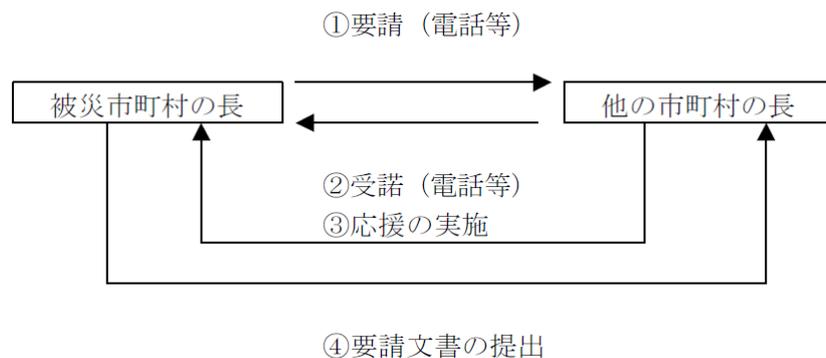
この要領において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2項第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3. 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4. 応援要請の手続き及び応援の実施(協定第3条、第4条)

- (1) 個別に他の市町村に応援要請する場合(協定第3条第1項、第4条第1項)の手続き等は、以下のとおりとする。



- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表(様式1、以下「応援連絡表」という。)に必要事項を記入の上、その要旨を電話(県防災行政無線電話又はN T T電話)で連絡するとともにファクシミリ(県防災行政無線又はN T T)送信する。

応援連絡表の記入例

記入例1・単独一要請

- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話(県防災行政無線電話又はN T T電話)で連絡するとともに、受諾した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ(県防災行政無線又はN T T)送信する。

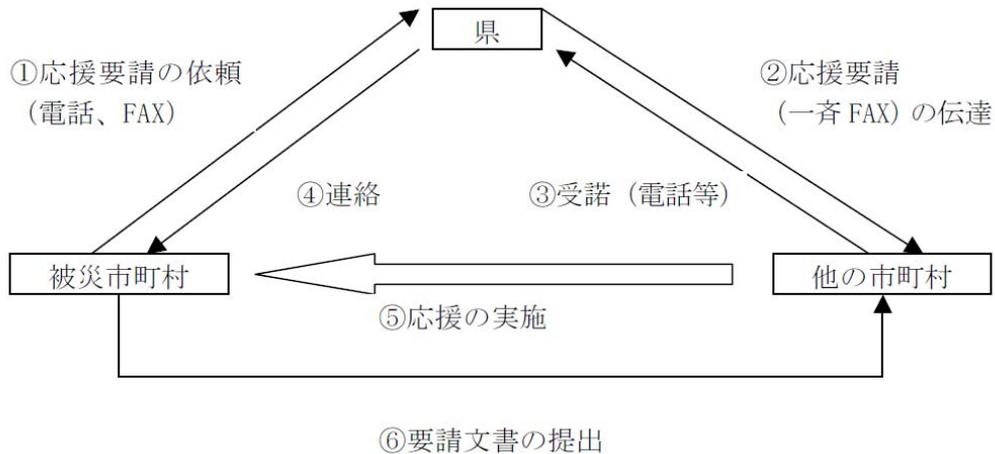
応援連絡表の記入例

記入例2・単独一受諾

- ③ 応援の実施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3）を提出する。要請文書施行の日付は、実際に要請を行った日とする。

(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項、第4条第2項）の手続きは以下のとおりとする。



- ① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式1）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は消防防災安全課）に電話（県防災行政無線又はN T T電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例3・広域一要請1

- ② 応援要請の伝達 県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。
原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例
記入例4・広域一要請2

- ③ 受諾の連絡 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線又はN T T電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

(市町村 → 県)

応援連絡表の記入例
記入例5・広域一受諾

- ④ 受諾の連絡 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、応援連絡表をファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

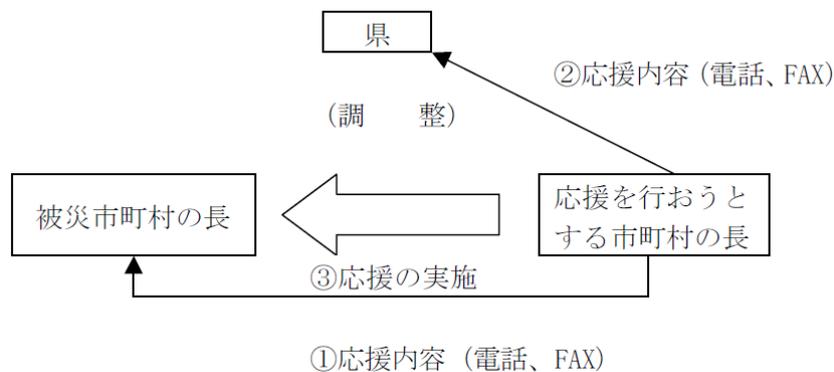
（県 → 要請市町村）

- ⑤ 応援の実施 県からの応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ⑥ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3）を提出する。要請文書施行の日付は、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5. 自主応援（協定第5条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 応援内容の連絡 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式2）に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

（応援市町村 → 被災市町村）

応援連絡表の記入例
 記入例6・自主応援

- ② 応援内容の連絡 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、応援連絡表（様式2）をファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

（応援市町村 → 県）

- （県による調整） 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

- ③ 応援の実施 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

7-3 防災協定一覧

1. 自治体間の応援協力体制

■自治体等との防災協定一覧表

協定名	締結日	締結先
福岡県消防相互応援協定書① 福岡県消防相互応援協定覚書②	H14. 8. 1	福岡県下全市町村及び消防組合等① 各市町村又は各消防組合等消防長②
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	H17. 4. 26	福岡県内全市町村長
大牟田市における大規模な災害時の応援に関する協定書	H24. 5. 30	国土交通省 九州地方整備局長

2. 民間団体等との協力体制

■民間団体等との防災協定一覧表

協定名	締結日	締結先
災害時における物資供給等に関する協定書	H19. 3. 29	NPO法人 コメリ災害対策センター
災害時等における水道の応急対策に関する協定書	H19. 12. 5	大牟田市管工事協同組合
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H21. 3. 31	大牟田建設業協同組合
災害時における物資供給等に関する協定書	H21. 9. 8	株式会社 イズミ
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H22. 4. 19	有限会社 本村組
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H22. 9. 10	株式会社 原田建設
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H22. 9. 10	株式会社 セイシン
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H22. 9. 10	有限会社 東輝
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H22. 12. 2	三井住建道路 株式会社
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H23. 5. 10	株式会社 ジョウナン
災害時における防災活動協力に関する協定書	H23. 9. 14	イオン九州 株式会社 イオンモール 株式会社
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H23. 12. 26	株式会社 文田建設
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H23. 12. 26	D F C
災害時における応急対策業務等に関する協定書	H24. 3. 27	有限会社 ヒカリ
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H24. 7. 6	社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会
災害時における相互協力に関する覚書 道路損害状況等の情報提供に関する覚書 住民票等の交付申請書の備付け及び受付に関する覚書	H24. 10. 1	日本郵便株式会社 大牟田郵便局
避難所施設利用に関する協定書	H25. 11. 1	福岡県立三池高等学校 福岡県立三池工業高等学校 福岡県立ありあけ新世高等学校

第8 様式

- 8-1 職員参集記録票
- 8-2 参集途上の被災状況記録票
- 8-3 被害発生状況連絡票
- 8-4 火災・災害即報要領（様式）
- 8-5 被害概況報告書
- 8-6 災害発生箇所別報告書
- 8-7 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定実施要領
- 8-8 緊急速報メール県代行通知依頼書
- 8-9 自衛隊災害派遣要請依頼書
- 8-10 自衛隊災害派遣撤収依頼書
- 8-11 避難者カード * 家族ごと
- 8-12 避難者名簿 * 避難者カードの集約整理
- 8-13 避難所運営記録
- 8-14 物品受払簿（避難所用）
- 8-15 物品受払簿（物資集配拠点用）
- 8-16 行方不明者名簿
- 8-17 医療救護所開設状況報告
- 8-18 緊急通行車両事前届出書
- 8-19 緊急車両以外の車両通行止め標示
- 8-20 緊急通行車両通行標章
- 8-21 緊急通行車両確認証明書

8-2 参集途上の被災状況記録票

参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告		
○参集日時	年 月 日 時 分	
■見聞情報（参集時に見聞きした情報）		
○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと	火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する	
■地図・略図		
<div style="border: 1px solid black; height: 150px;"></div>		

8-3 被害発生状況連絡票

被害発生状況連絡票			
受付日	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 電話 () 氏名
被害発生場所			
被害状況			
記録者	氏名	班	送付先 送付 日時
関係班処置記録			
本部解散後の対応			

8-4 火災・災害即報要領（様式）

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※爆発除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)			
火元の業態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた 理 由			
	負傷者	重 症 中等症 軽 症	人 人 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積				
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼	棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼	棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼 ぼ や	棟			林野焼損面積	a
り災世帯数			気 象 状 況				
消防活動状況	消防本部 (署)	台		人			
	消 防 団	台		人			
	そ の 他			人			
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況							
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること)

第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
		{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
	計 人		
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動 の状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全焼	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

〔災害状況即報〕

都道府県				区 分		被 害				
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名		第	報		そ	田	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)			冠	水		ha			
報 告 者 名				畑	流失・埋没	ha				
					冠	水	ha			
				文 教 施 設		箇所				
				病 院		箇所				
				道 路		箇所				
				橋 り よ う		箇所				
				河 川		箇所				
				港 湾		箇所				
				砂 防		箇所				
				の	清 掃 施 設		箇所			
					崖 く ず れ		箇所			
				他	鉄 道 不 通		箇所			
					被 害 船 舶		隻			
				水 道		戸				
				電 話		回線				
				電 気		戸				
				ガ ス		戸				
				ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所				
				り 災 世 帯 数		世帯				
				り 災 者 数		人				
				火 災 発 生	建 物		件			
					危 険 物		件			
				そ の 他		件				
人 的 被 害 者	死 者		人							
	行方不明者		人							
負 傷 者	重 傷		人							
	軽 傷		人							
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
			人							
	半 壊		棟							
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
床 下 浸 水		棟								
		世帯								
		人								
非 住 家		公 共 建 物		棟						
		そ の 他		棟						

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県		
公 立 文 教 施 設	千円					市 町 村	
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
				計	団体		
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	被害発生場所 被害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出勤状況						

※被害額は省略することができるものとする。

8-5 被害概況報告書

被害概況報告書

建制番号	市町村名	報告者名	報告日時			
			〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在			
地方本部名	報告者名	報告日時				
		月	日	時 分現在		
区分		被害数 (報告時点で判明している概数で可。)		特記事項 (※の項目については、発生地区名、発生日時等を記載すること。)		
人的被害	死者 ※	人		〇〇地区5箇所、〇〇地区3箇所、〇〇地区2箇所		
	行方不明 ※	人				
	負傷者	重傷 ※	人			
		軽傷	人			
住家被害	全壊 ※	棟				
	半壊 ※	棟				
	一部破損	棟				
	床上浸水 ※	棟				
	床下浸水	棟				
非住家	公共建物	棟				
	その他	棟				
道路	損壊	箇所				
	埋没	箇所				
	冠水	箇所				
橋りょう	流失	箇所				
	損壊	箇所				
河川	溢水 ※	箇所				
	決壊 ※	箇所				
	施設・設備損壊	箇所				
	内水氾濫 ※	箇所				
土砂災害 ※	がけ崩れ ※	箇所				
	土石流 ※	箇所				
	地すべり ※	箇所				
断水	戸					
避難指示	有(発令中・解除済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載			
避難勧告	有(発令中・解除済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載			
自主避難	有(発令中・解除済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載			
体制 (時系列に履歴を残す)	体制*(いずれかに○)	設置・移行・廃止日時		配備規模	市町村長 (いずれかに○)	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月	日	時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月	日	時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月	日	時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月	日	時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月	日	時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月	日	時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月	日	時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能

*体制…災害警戒本部(災害対策本部に準じて複数部門にまたがる体制をとる場合)、その他(防災主管課のみの体制をとる場合)

8-6 災害発生箇所別報告書

災害発生箇所別報告書

(死傷者・住家欄で※の項目に該当がある場合
災害発生箇所毎に別葉で記載すること。)

報告日時	年 月 日
市町村名	
報告者名	

報告日時	年 月 日
地方本部	
受信者名	

(市町村→地方本部→県本部)

被害の区分		土砂・河川・その他()								
災害発生箇所				発生日時		月 日 時 分				
被害 の 状 況	死傷者	死者※		行方不明※	人	住家	全壊※	棟	床上浸水※	棟
		重傷※		計	人		半壊※	棟	床下浸水	棟
		軽傷					一部破損	棟		
	被害の状況									
現場の状況										
応急対策の状況										

8-7 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定実施要領

様式 1 (応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	福岡県 連絡者	応援側市町村 連絡者

下記のとおり要請(受諾)します。

記

① 要請先(応援側) 市町村名等	単独の場合:対象市町村	市(町・村)
	広域の場合:対象地区	全県・()地区
② 要請者職・氏名	市町村長	
③ 要請日時	平成 年 月 日 時 分	
④ 被害状況		
⑤ 応援の種類	(協定第2条 第号)	
⑥ 応援の具体的内容 及び所要量等		
⑦ 応援希望(可能) 時期・期間		
⑧ 応援場所及び経路		
⑨ その他必要事項		

様式 2 (自主応援)

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連絡者

下記のとおり応援します。

記

① 応援者織・氏名	市町村長
② 応援日時	平成 年 月 日 時 分
③ 応援の種類	(協定第2条第 号)
④ 応援の具体的内容 及び所要量等	
⑤ 応援可能時期・時間	
⑥ 応援場所及び経路	
⑦ その他必要事項	

様式3

文 書 番 号
平成 年 月 日

○ ○ ○ 市（町・村）長 様

○○○市（町・村）長

公印

災害時における相互応援の要請について（依頼）

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第1項（複数の市町村の長に同時に要請する場合は第3条第2項）に基づき、別紙のとおり応援を要請します。

※別紙：災害時相互応援連絡表

8-8 緊急速報メール県代行通知依頼書

(様式1)

平成 年 月 日

福岡県 総務部 防災危機管理局長 殿

〇〇〇市長

緊急速報メールによる住民への代行通知依頼

1. 代行依頼内容

① 緊急速報メール題名 (15字以内)

--

② 緊急速報メール本文 (171字以内)

--

2. 住民への情報伝達手段の機能不全状況 (できるだけ詳しく記入して下さい)

--

※ FAXまたはメールにて県に依頼した後、必ず電話で送達確認を行うこと。

8-9 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

大牟田市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

8-10 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

大牟田市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

8-11 避難者カード

<h2 style="margin: 0;">避難者カード</h2>						No. _____			
避難所名						担当職員名			
住所	固定電話 - -				校区名				
	携帯電話 - -				町内公民館 ・自治会名				
家屋の状況						外部からの問 い合わせ		氏名 (はい・いいえ) 住所 (はい・いいえ)	
親族等の連絡先		固定電話 - -				携帯電話 - -			
氏名		続柄	性別	年齢	入所日	配慮すべき事項等			
離散家族									
氏名		続柄	性別	年齢	入所日	配慮すべき事項等			

(注) 世帯ごとに作成

8-12 避難者名簿

						避難所名			作成者	班 氏名	No.		
番号	入所年月日	氏名	性別	年齢	世帯主 との続 柄	現住所	退所年月日		理由	転出先	備考		
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						
	平成 年 月 日						平成 年 月 日						

(注1)「備考」欄には、住民以外の者の所用（業務、旅行ほか）等を記入

8-13 避難所運営記録

<h2 style="margin: 0;">避難所運営記録</h2> <p style="margin: 0;">(避難所名)</p>						
年 月 日 時 分現在			受信日時		月 日 時 分	
発信者	班名 氏名		受信者	班名 氏名		
避難者数		世帯数	男	女	計	備考
	避難所	世帯	人	人	人	
	車中	世帯	人	人	人	
	テント	世帯	人	人	人	
その他	世帯	人	人	人		
ライフライン	停電 ・ 断水 ・ ガス停止 ・ 電話不通					
周辺道路状況	通行可 ・ 片側通行 ・ 渋滞 ・ 通行不可					
(運営状況)						
(問題点・要望等)						
各班からの連絡事項						
班名	連絡内容等			班名	連絡内容等	

8-16 行方不明者名簿

行方不明者名簿

No. _____

整理番号	届出月日	行方不明者							届出者			備考
		住所	氏名	年齢	性別	身長(cm)	体重(kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名	行方不明者との関係	
	月日											
	月日											
	月日											
	月日											
	月日											
	月日											
	月日											
	月日											
	月日											

資料-131

8 - 1 7 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信者	班名 氏名			受信者	班名 氏名			
設置場所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

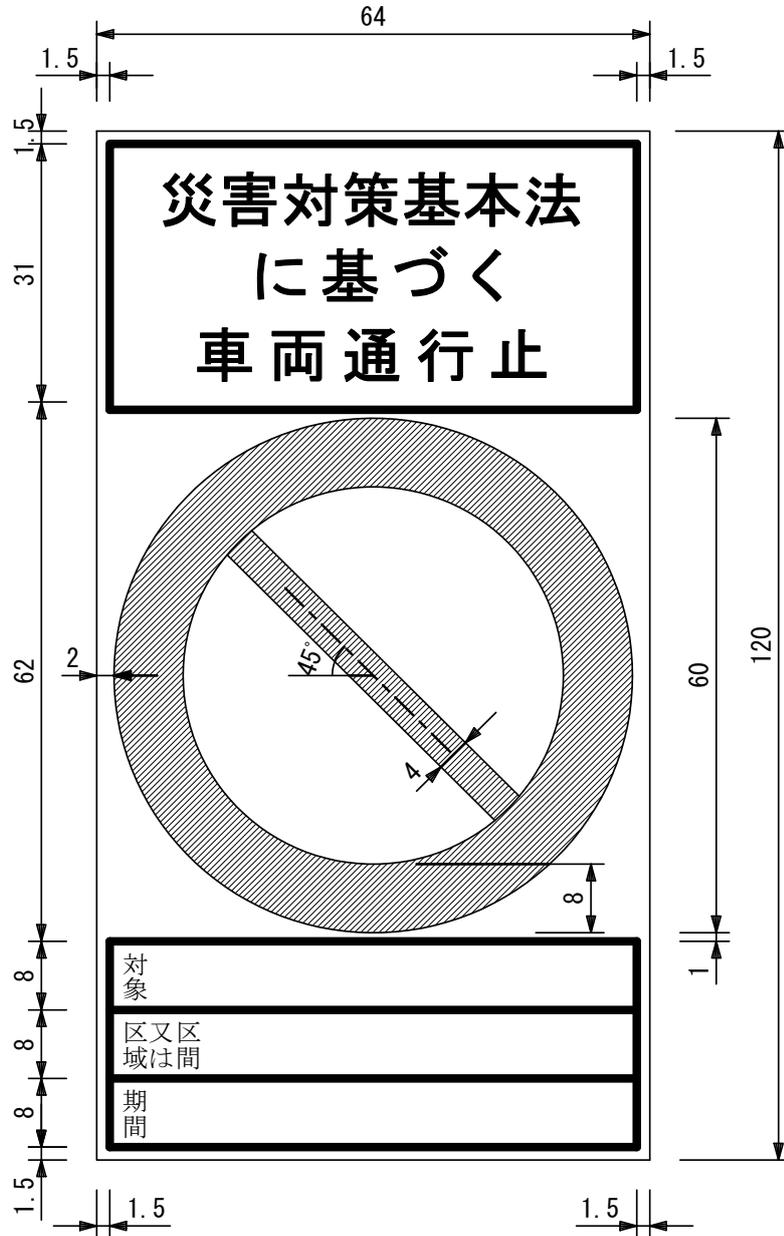
8-18 緊急通行車両事前届出書

別記様式第1

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 福岡県公安委員会 殿 申請者 住所 (電話) 氏名 印		災害応急対策用 第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 福岡県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所 () 局 番 氏名	
出 発 地		
(注) この事前届書は、2通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ1通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通規制課に提出してください。		

8-19 緊急車両以外の車両通行止め標示

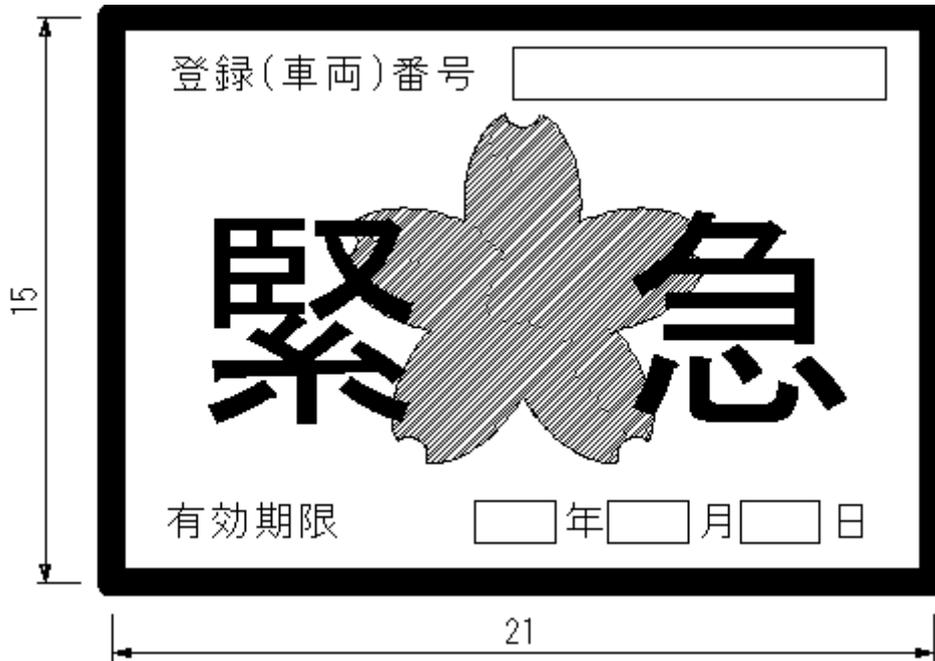
別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の計上又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

8-20 緊急通行車両通行標章

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8-21 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする